

令和8年度予算案の概要 (事業別の資料集)

こどもまんなか
こども家庭庁

1. 「こどもまんなか社会」に向けた 基本政策の推進

(1) 企業等と連携したこども・若者のための社会環境の変革

事業の目的

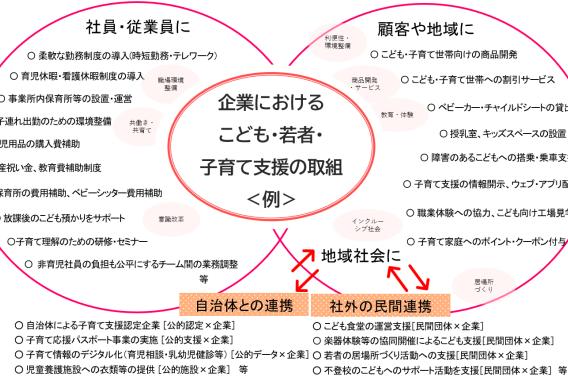
令和8年度予算案 5億円

- 「こどもまんなか社会」の実現には、行政の取組に加え、民間企業において、従業員や顧客、地域社会等に関し、こどもや子育て中の方々を応援する取組が広く展開され、社会環境を変革することが必要。企業経営の観点からも、こどもや子育てに係る取組は人材確保や事業性の向上に寄与することが確認されている。加えて、今後、国際的な動きも含め、人的資本に係る情報提供のあり方について一定の整理が進む可能性もある。
 - 他方、民間企業の子育て支援等は、企業自身でも社会的意義がある程度認識されているものの、その効果が企業自身やステークホルダーに不明确で、企業内で優先順位を上げづらい、取組を行おうとする際の指針や基準が明確でないといった課題がある。また、特に、地域の中堅・中小企業等では、こうした取組と経営課題との関係の整理や取組の立ち上げに向けたノウハウの不足等がボトルネックになっている。
 - こうした状況を踏まえ、総合経済対策（令和7年11月21日）において、「こどもとともに成長する企業」構想の推進が閣議決定された。本事業では、令和7年度補正予算に基づく「こどもまんなか社会」や企業価値向上との関係の調査研究、情報提供や評価の仕組み等の環境整備等と連動して、民間企業における取組を官民が連携して効果的に支援し、「こどもまんなか社会」と企業価値の向上の好循環の実現を図る。

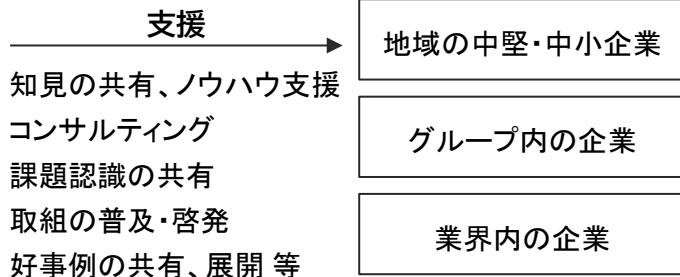
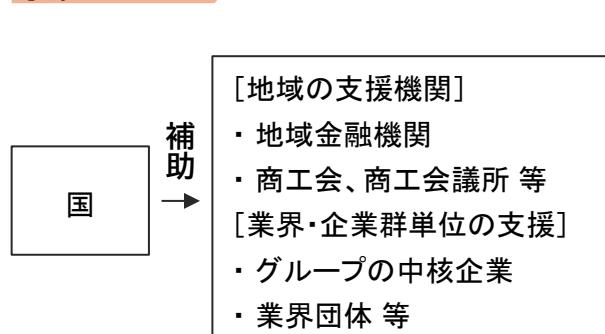
事業の概要

- 民間企業による社員や顧客・地域社会のためのこども・若者・子育て支援（こども・子育て世帯向けのサービス、子育てしやすい職場環境の整備等）の拡大に向けて、調査研究や有識者による検討の場の議論も踏まえ、知見の共有、コンサルティング、好事例の共有などの取組支援を行う。

取組例



事業イメージ



实施主体等

事業イメージ

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額 (国: 10/10)

事業の目的

- こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）において、全てのこどもや若者の健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもや若者、子育て家庭に対し地域で支援を行っているNPOをはじめとする様々な民間団体や、地域で活動する民生・児童委員等とのネットワークを強化し、市民社会との積極的な対話・連携・協働を図っていくこととしている。
- 令和6年度に設立した、NPOをはじめとする様々な民間団体を構成員とする「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」の活動を通して、こども家庭庁と民間団体、また民間団体同士の対話・連携・協働を図るとともに、若者団体も含め、各団体が抱える諸課題の解決や活動支援に資するネットワーク構築支援や知見の共有等を行うことを目的とする。

事業の概要

①各種会議等の実施

プラットフォームにおける活動方針等の検討を行う幹事会や、意思決定を行う総会等を開催し、プラットフォームの着実な運営を行う。

②各種個別活動の実施

官民・民間団体同士の対話・連携・協同を図るための個別活動を企画・実施する。また、若者団体をはじめとする会員団体の資金面や人材面の課題解決や活動支援に資する講演会やセミナー等の開催、ネットワーク強化に関する活動等を実施する。

③会員拡大に向けた広報・周知

こどもまんなか社会の実現に関する理解を深め、プラットフォームの役割や意義等について広く発信するとともに、プラットフォームの会員拡大に向けて周知を図る。

④会員団体の活動に資する情報の提供

プラットフォームの活動や会員団体の活動促進に資する情報発信を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和8年度予算案 0.3億円

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとされており、こども基本法の趣旨・内容について、広く社会に周知することを目的とする。また、同法第9条において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならないとされており、同様に広報活動等を通じて国民に周知を図る。

事業の概要

● **出張講座の開催【見直し】**

こどもがこども基本法及び児童の権利に関する条約について知ることができるよう、学校、放課後児童クラブ、児童館、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催する。

● **子どもの権利に関する普及啓発コンテンツの制作【見直し】**

こども基本法及び児童の権利に関する条約に関するコンテンツを制作する。

● **子どもの権利をテーマとしたイベント等への参加**

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなを対象としたシンポジウム等において、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について普及・啓発する。

● **児童の権利に関する条約の認知度調査等【拡充】**

児童の権利に関する条約の認知度調査（3年に1度の大規模調査）を実施し、条約の効果的な普及啓発を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和8年度予算案 2億円（2億円）

※全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

事業の概要

- 企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。
- ※ 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・ プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））
- ・ くるみん認定、くるみんプラス認定（1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成））

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

実施主体等

【実施主体、補助率】

民間団体（公募により決定）、定額

【助成額】

上限50万円/企業

(参考)

	くるみん [R5.4～R6.3]	くるみん累計
認定企業数	350企業	4,481企業

※認定企業数は大企業及び中小企業の合計数

(2) 全国どの地域でもこどもが 健やかに育つ社会の実現

令和8年度予算案 10億円

事業の目的

- こども・子育て支援については、地方自治体間の財政力の相違により、支援の内容や規模に大きな差が生じており、単に居住地等が要因となり、合理的な理由なく、子育て家庭や児童福祉関係の従事者等が受けられる支援の差異が大きくなっている。
- こうした課題への対応では、道府県の広域調整機能を活用して、地域における施策の優先順位を検討させた上で、一定の平準化を図ることが効率的・効果的であるため、道府県が行う域内の財政力が低い市町村のこども・子育て施策を計画的・継続的に補助する取組を支援する。

事業の概要

以下の（1）～（3）を一連の事業として実施する。

（1）地域こども政策推進計画の策定（道府県）

道府県で、①道府県におけるこども・子育て施策の優先課題、②当該課題に係る近隣道府県との財政力の違いを主とする取組の違い、③差異の解消・緩和のための域内市町村支援に係る複数年の取組案等を内容とする「地域こども政策推進計画」を策定、こども家庭庁に提出。

※ 財政力が1を下回る道府県を対象とする。また、道府県による支援対象は財政力が1を下回る市町村を対象とする。

（2）地域こども政策推進交付金の交付

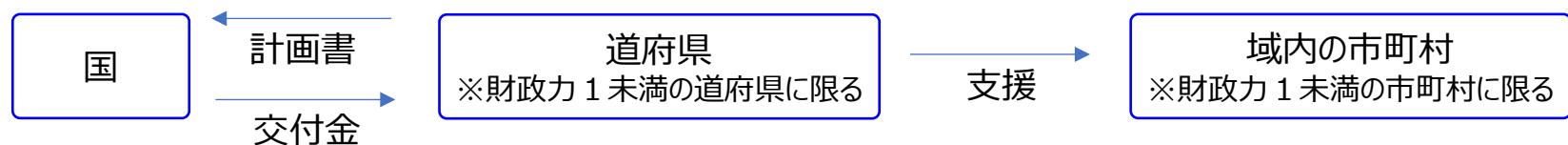
（1）で策定された「地域こども政策推進計画」について、こども家庭庁において、必要性・実効性等の観点から審査を行い、適当と認められた道府県に対して、中長期的に計画的・継続的に取り組むことを前提として、地域こども政策推進交付金を交付

交付を受けた道府県は、域内市町村を支援する事業を実施。

（3）成果の報告

事業実施後、交付を受けた道府県は、成果報告書をとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。



実施主体等

【実施主体】道府県

【交付率】国 1/2

【補助基準額】1事業あたり 2億円

(3) 子どもの育ちを支える基礎的な 支援

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃
- ②高校生年代までの支給期間の延長
- ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限	所得制限なし
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
	【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施
		支払期月	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）
費用負担	被用者	非被用者	公務員
	3歳未満 支援納付金 3/5	事業主 2/5 支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10
	3歳以降 支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9 支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10

高等教育の修学支援新制度について

令和8年度予算額（案） 6,567億円

給付型奨学金 1,955億円 授業料等減免4,612億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分（565億円）は含まない。
国・地方の所要額 7,133億円

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）)

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)抜粋

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

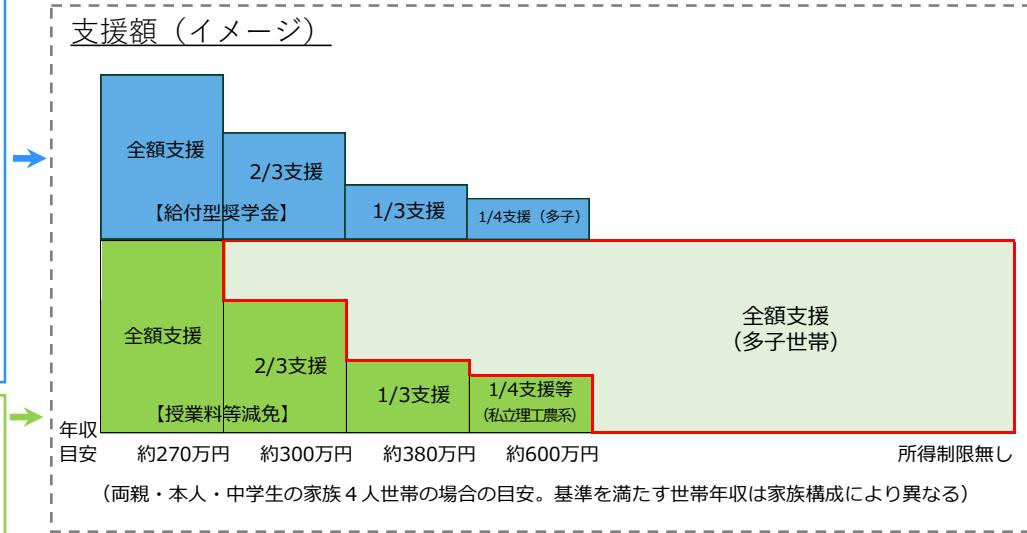
2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3)公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。

支援額（イメージ）



支援対象者の要件

- 進学前は高校までの成績だけで判断せず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後は学修状況に一定の要件を設定

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

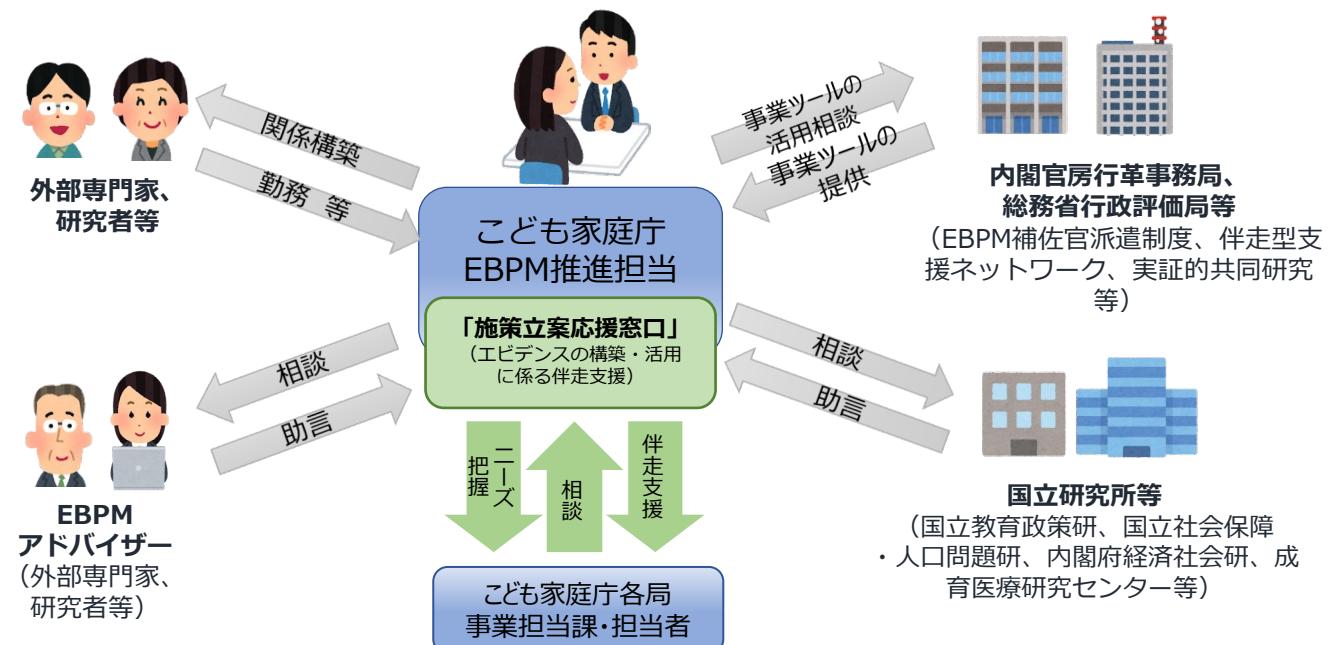
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

事業の目的

- 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく」こととしており、こども施策を実施していく上で、EBPMの取組が求められている。
- そのような中、「こどもまんなか実行計画2025」（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）で、「客観的で定量的なデータを活用して、こども施策の重点的な領域における検証可能な目標・指標を設定する。また、主要施策については、外部の専門的知見を取り込みながら、リサーチデザインの設計を行った上で、調査分析を行う」こととしており、それらの実現に向けた体制強化を図る。

事業の概要

- 現在、こども施策の企画立案・実施を担う職員が専門人材へ率直な相談が可能となるよう「施策立案応援窓口」を設置し、施策担当部局からの相談を受け、エビデンスの構築・活用に係る伴走支援を実施している。
- さらに、「施策立案応援窓口」におけるエビデンスの構築機能の強化及びこども家庭庁内のEBPMの浸透を高めるため、こども家庭庁内の環境整備を進めている。



2. 若年世代等が希望する将来設計を 追求できる社会の構築

(1) 若者政策の推進

事業の目的

- ・ 子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体における子どもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「子どもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「子どもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体で子どもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求める子どもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【子どもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・ 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【子どもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・ 居場所に関する地域資源の把握
- ・ 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・ その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

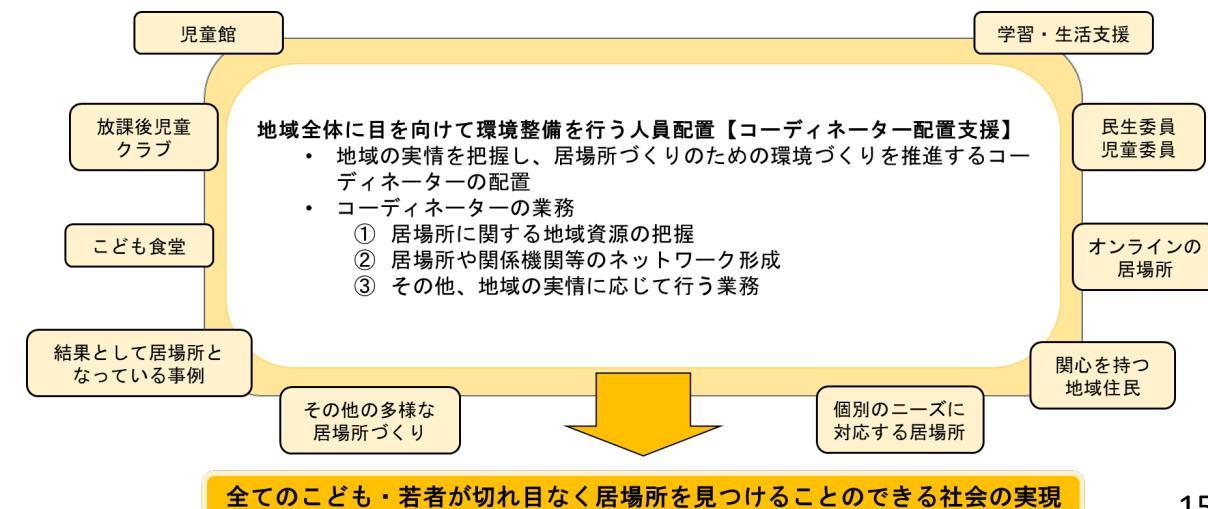
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

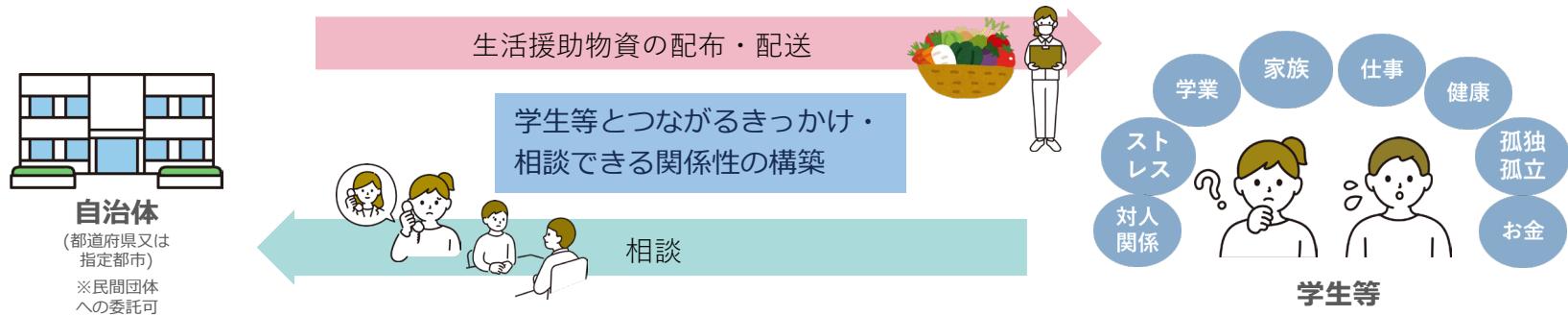
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパンtryー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市：1/2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

令和8年度予算案 10億円

事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられている。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業（※1 ※2）

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- 一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティア等の育成・組織化 等
- 重点メニュー（補助率：3/4）
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- 一般メニュー（補助率：1/2）
結婚、妊娠・出産、子育ての温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組
- 重点メニュー（補助率：2/3）
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

② 結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム（※1）

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- 一般コース（補助率：1/2）
- 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円

【交付要件】ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等の受講

（※1）財政力指数1以上の自治体は、一律補助率を1/2とする。

（※2）財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村等

事業の目的

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、若い世代の結婚や子育てに対する不安の解消を含め、若い世代が将来展望を描けるよう取り組むとともに、共働き・共育ての推進、男性の家事・育児参画の促進も併せ、こども・若者、子育て世帯に温かい社会づくりを進めていく必要がある。
- 本事業は、「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論も踏まえ、若い世代が自分らしく人生の選択ができるよう後押ししていくため、ライフデザインを考える機会の創出を一層進めていくとともに、若い世代が安心して自らのライフデザインに役立つ様々な情報を得ることができる場の充実や、若い世代自身によるライフデザインに関する様々な情報発信、また、当事者の共感を得やすい刺さる広報を継続推進していくものである。

事業の概要

ライフデザインに係る広報啓発、情報発信

若い世代のプロジェクトチームを組成し、恋愛・結婚・子育て、住まい、キャリア等のライフデザインに関連するテーマの事例収集・フィールドワーク等を実施し、若い世代自らがライフデザインに触れ、様々な情報や事例を知ることで得た気づきを共有・発信する。自分たちの気づきの共有と、チームメンバー自体の態度変容も含めた活動自体の発信を通じて、若い世代の共感性の高い発信を実現しつつこれにより若い世代のライフイベントに対する解像度を上げ、結婚やこどもを産み育てることを含む、希望する人生の選択肢をポジティブに捉えられるようになるなど、それぞれの価値観に基づき主体的に人生を選択できるようになることを目指す。

<事業イメージ>



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ委託）

事業の目的

我が国の少子化は、急速に進んでおり、深刻な状況であるが、諸外国の状況を見ると、フランスやスウェーデンといった過去に出生率が反転した国でも、近年は低下傾向にある。一般的に、希望する子どもの数と実際にもつ子どもの数についての乖離は、経済や雇用の不確実性や、子育てのコスト、仕事と子育ての両立の難しさ等が挙げられるが、子育てにかかる経済支援等が高い水準でなされている地域においても、出生率の低水準化が見られている。

こうした中、国連人口基金（U N F P A）において、若者の出産意識の変化の可能性が指摘され、国を超えた研究が必要であるとして、調査を行うところ、我が国においても、近年若者の価値観の多様化は少子化の背景にあると考えており、少子化対策の立案に極めて有用であると考えられることから、拠出金を負担するものである。

事業の概要

○若者（15～40歳）の出産に関する願望と選択に関する調査

- ・調査対象国：最大80か国を想定。
- ・調査方法：オンライン形式。UNFPAから調査会社への委託により実施。
- ・調査設計、実施、分析、公表：UNFPAの専門家諮問委員会が監督。
- ・調査項目：「出産に対する願望や意向」、「出産の選択に対する障壁と実現要因」、「願望と選択への決定要因」。
- ・結果の公表：イベントや出版物、ソーシャルメディア。
- ・スケジュール：令和7年11月～令和8年6月。（パイロット調査は、すでに実施済み）

実施主体等

【実施主体】国連人口基金（UNFPA）へ拠出金を負担

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内容（都道府県・指定都市・中核市においては、（※）の必須事業は全て実施すること。市町村事業（（3）及び（8））については、それぞれ単独で実施可能。）

【必須事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）

【重点事業】

- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援

◆ 実施自治体数 96自治体（47都道府県、49市）※ 令和6年度変更交付決定ベース

令和8年度予算案 6億円（6億円）【令和4年度創設】

- （7）基礎疾患のある妊娠婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）
 - （8）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正～）
 - （9）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）
- 【一般事業】
- （10）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正～）
 - （11）特定妊娠等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
 - （12）若年妊娠等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
 - （13）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
 - （14）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
 - （15）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村 ※（7）及び（14）の実施主体は都道府県のみ、市町村は（3）及び（8）のみ実施可能

【補助率】

国1／2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／2

＜地方版プレコンセプションケア推進計画を策定し、プレコンセプションケアの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を嵩上げ※市町村はいずれかの事業を実施した場合でも補助率を嵩上げ、一般事業は嵩上げなし＞

○必須事業、重点事業：国2／3、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／3

（上記要件に加えて、財政力指数1未満の自治体を補助率嵩上げの対象とする。）

○一般事業：国1／2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／2

（注）「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで補助率の嵩上げを実施する

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦等本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産等ができる、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊産婦等の妊婦健診等を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等（自己都合で特定の医療機関等を選択する場合は助成の対象外）

◆ 内容 (①② : 出産、③～⑤ : 妊婦健診、⑥ : 産婦健診、⑦ : 産後ケア、⑧ : 乳幼児健診、⑨ : 不妊治療)

① 最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動が必要な場合

最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）

② 最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分未満だが、最寄りの周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動が必要な場合

最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、ハイリスク妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費及び宿泊費を助成する。

③ 最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（上限14回）④ 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）のうち、最寄りの周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（上限14回）⑤ 妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊婦（上限7回）⑥ 最寄りの産婦健診を受診できる医療機関等（分娩をした医療機関・助産所等）まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦（上限2回）⑦ 最寄りの産後ケア事業実施施設まで概ね60分以上の移動時間を要する母子（上限7回）⑧ 最寄りの乳幼児健診を受診できる医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する母子（上限6回※）

※1か月児健診、3～6か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診が助成対象。

⑨ 最寄りの不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関）まで概ね60分以上の移動時間を要する夫婦（事実婚含む）（上限10回※）※保険適用の対象となる「生殖補助医療」及び「男性不妊治療」が助成対象。男性不妊治療は上限5回。

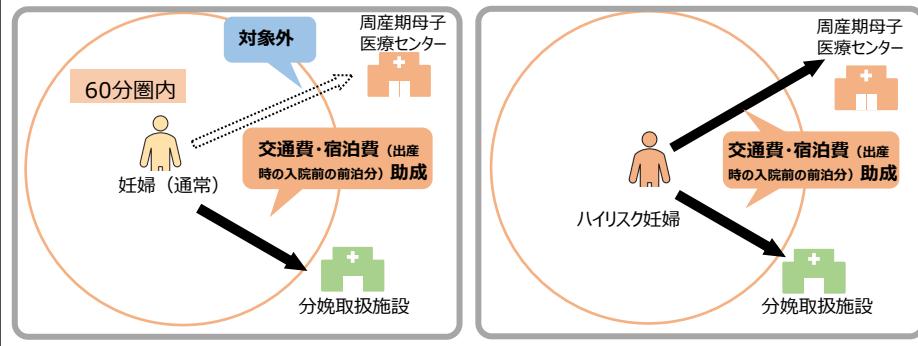
実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
(都道府県1/4、市町村1/4)
※都道府県からの間接補助による交付
- ◆ 補助基準額：1,022千円（1自治体あたり）
※⑥～⑨の合計額

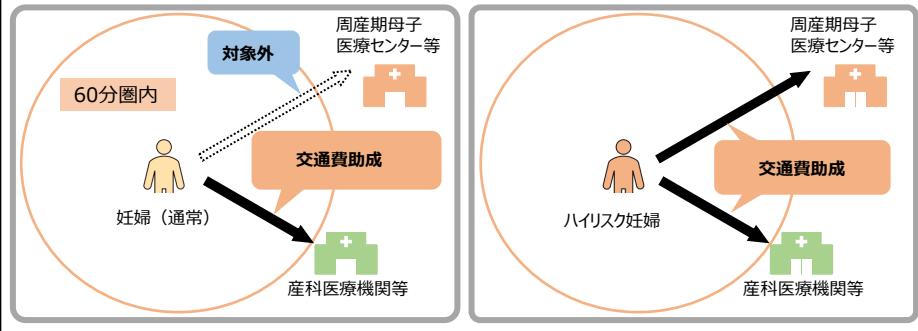
補助単価

- ① **交通費（往復分）**：移動に要した費用（タクシー移動（出産及び妊婦健診のみ対象）の場合は実費額、他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成（※2割は自己負担）
- ② **宿泊費（上限14泊）**：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から2000円／泊を控除した額を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）
※出産のみ対象

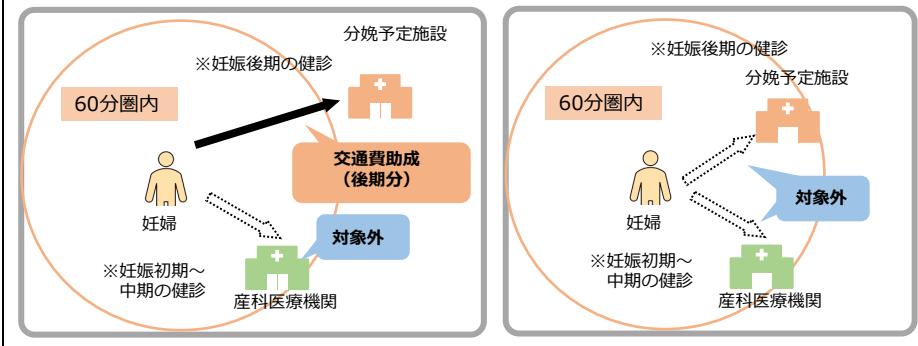
① 分娩取扱施設まで60分以上の移動が必要



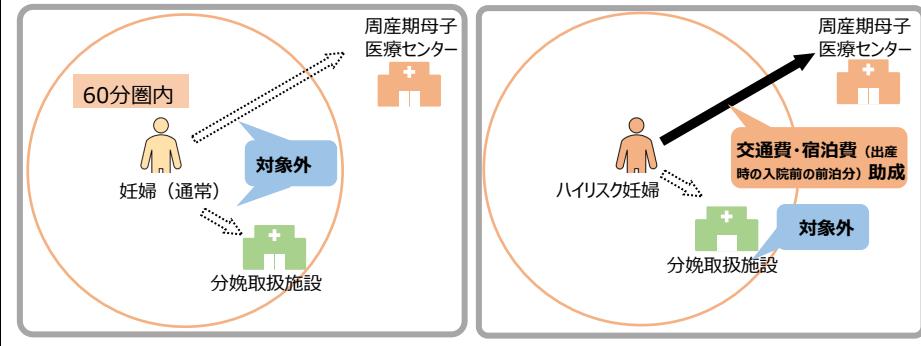
③ 産科医療機関まで60分以上の移動が必要



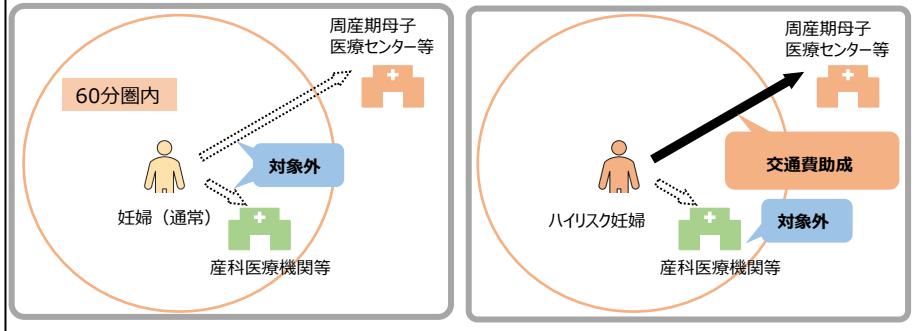
⑤ 妊娠後期から分娩施設で健診を行う場合で、分娩施設まで60分以上の移動が必要



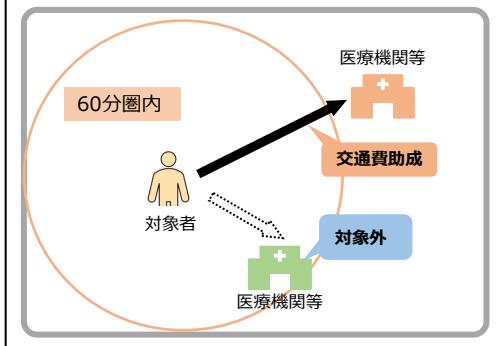
② 分娩取扱施設まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



④ 産科医療機関まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



⑥～⑨ 医療機関等まで60分以上の移動が必要



（留意事項）

本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊娠婦の支援の推進を図ること。

令和8年度予算案 0.2億円 (0.2億円)

事業の目的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポートを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

事業の概要

1. ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。
- 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
③仕事と治療の両立 ④養子縁組や里親制度 など

※オンラインによる配信も併せて実施



2. 医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
- 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎 ②生殖心理カウンセリング ③仕事と治療の両立 ④社会的養育や里親制度 など

※ オンラインによる配信も併せて実施

実施主体等

- 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

令和8年度予算案 0.6億円 (0.6億円)

事業の目的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

事業の概要

1. 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施

全国フォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。



2. 不妊症・不育症等の理解を深めるためのウェブサイト等の作成

不妊症・不育症等に関して、ウェブサイト等で正しい知識の普及啓発を行い、広く国民の理解を深める。

3. 不妊治療等を続け、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発

実施主体・補助率

- 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

令和8年度予算案 1億円（2億円）
【令和3年度創設】

事業の目的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

事業の概要

◆ 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

◆ 対象となる検査

通知により助成対象と定める検査
(流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査)

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 補助基準額

検査費用助成：検査費用の7割に相当する額※ただし、6万円を上限とする。
広報啓発費用：1自治体あたり3,041千円（年額）

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性・有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

実施主体・補助率

- 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- 補助率：国1／2、都道府県等1／2

事業実績

- 実施自治体数：112自治体
※令和6年度変更交付決定ベース

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- また、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においても「こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。」とされ、こどもまんなか実行計画2025（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）においても「「こども若者★いけんぷらす」において、対面、オンラインやチャットでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取など多様な手法を組み合わせながら、こども家庭庁や関係府省庁の施策に関するテーマに対し、多様なこども・若者の意見を聴取し、最善の利益を実現する観点から政策に反映することができるよう着実に実施する。」とされているところである。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

事業の概要

- 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、こども・若者の運営への参画を得つつ、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関するテーマやこども・若者自身が意見したいテーマ等に関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者（通称：ぷらすメンバー）から意見聴取を行う。聴いた意見は、こどもの最善の利益を実現する観点から政策に反映し、フィードバックに繋げるとともに、その結果を示すことで、更なるこども・若者の参画につなげる。さらに、意見聴取に当たっては、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターが参画し、アイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こども・若者が意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

事業の目的

令和8年度予算案 0.2億円

- こども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨等を踏まえ、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」こととされている。
- こどもまんなか実行計画2025（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）においては、「こども・若者の社会参画の促進、意見を聞く取組が地方公共団体において着実に行われるよう、地方公共団体の支援を行うとともに、好事例を有する地方公共団体との連携等を行いながら、更なる取組の促進に向けて検討する。「こども・若者意見反映サポート事業」において、地方公共団体におけるこども・若者の意見反映の継続的な取組を推進するため、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談応対及び意見を聞く場へのファシリテーター等の派遣を行うほか、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについての必要な知識や実践的経験を有した人材を増やし、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の機会を確保及び拡大するため、地域人材を対象とした「こども意見ファシリテーター養成講座」を行う。」、「更なるこども・若者の審議会、懇談会等への参画を促進するため、各府省庁や地方公共団体の審議会、懇談会等における、こども・若者委員の登用実績に関する情報等の蓄積・共有に向けて取り組む」こととされている。また、こども・若者の政策決定過程への参画に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても、「各種審議会等の委員登用を含む、こども・若者の意見反映・社会参画を推進する」としている。
- これらを踏まえ、地方自治体にファシリテーターを派遣するとともに、地方自治体において活躍するファシリテーターの養成を通して、全国各地でこども・若者の意見聴取を行う上で必要な環境整備に取り組み、また、各種審議会等のこども・若者委員の参画促進に向けた取組を通して、意見反映・社会参画を推進する。

事業の概要

(1) 地方自治体へのファシリテーター等派遣【見直し】

- こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、ファシリテーター等を派遣する。必要に応じて地方自治体職員向けの研修を実施する等理解増進に取り組むとともに、地方自治体におけるこども・若者の意見聴取に参加し、助言を行う。

(2) 国・地方自治体におけるファシリテーター養成の支援【継続】

- 令和5年度調査研究で作成した「ファシリテーター養成プログラム」を活用し、こども・若者からの意見聴取にあたって活躍が期待されるファシリテーターの養成のための研修を全国の複数箇所で実施する。

(3) こども・若者委員の活躍促進に向けた取組（仮称）【新規】

- 審議会等におけるこども・若者の登用を促進するため、地方自治体等の審議会等に所属しているこども・若者委員を対象とした、参画状況やノウハウ、課題感等を情報交換する場を提供する。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

(2) 仕事と子育ての両立への支援

国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）で措置したもの

1. 改正の概要（国民年金法の一部改正）

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。
※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

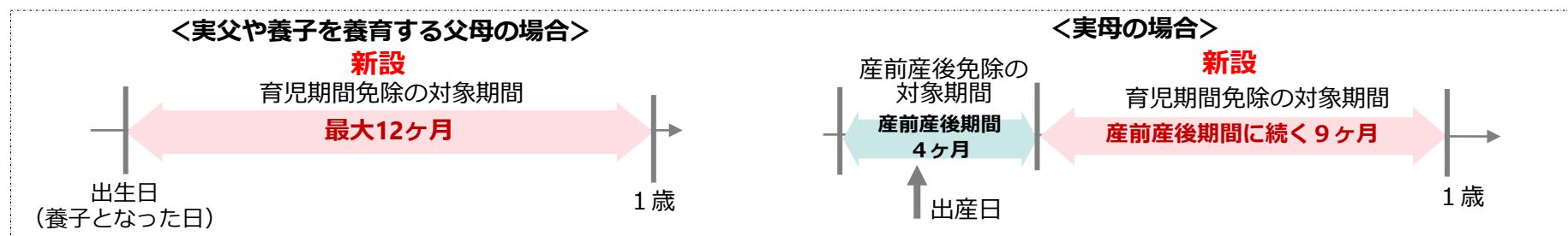
2. 免除に係る要件等について

①対象期間や要件等

- 子を養育する国民年金第1号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
- 育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

②対象となる免除期間の考え方

- 原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- 育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。



3. 財源について

今般新設する免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施するため、「子ども・子育て支援金」を充てる。

4. 施行時期

- 2026年（令和8年）10月1日施行

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【主な令和8年度補助基準額案（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：9,459,000円（うち改善分2,538,000円） **【拡充】**

加算分単価：1,180,000円～42,400,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

感染症対応加算：1,542,000円

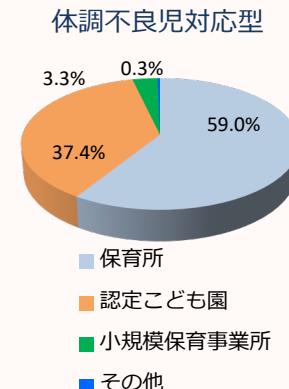
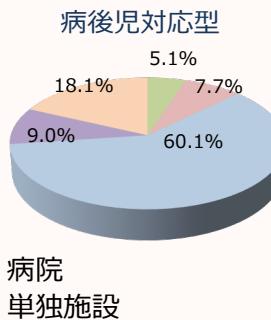
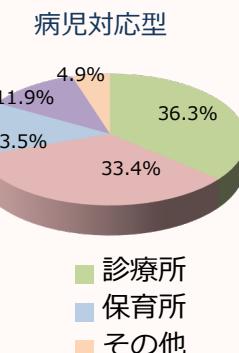


【拡充】基本分単価（改善分）の適用範囲拡大



市町村間の広域連携（市町村をまたいだ利用者の受け入れ）を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用対象に追加。

【実施場所】



令和8年度予算案	2,755億円の内数 (2,615億円の内数)
※<子ども・子育て支援交付金>	令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)
※<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和8年度予算案 67億円の内数 (91億円の内数)
<子ども政策推進事業費補助金>	令和8年度予算案 61億円の内数 (48億円の内数)
<保育対策総合支援事業費補助金>	令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

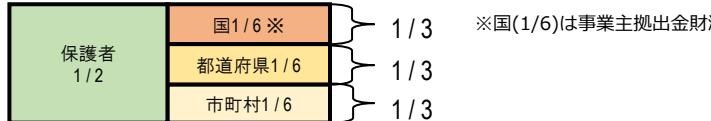
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方



【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助を継続する。

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

1つの支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

○公立の場合

(嵩上げ前) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(嵩上げ後) 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

○民立の場合

(嵩上げ前) 国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

(嵩上げ後) 国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

※国庫補助率の嵩上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

5. 令和8年度予算案における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

一定の要件を満たした上で45人を超えた児童を受け入れた場合にも、特例的に登録児童数区分36～45人を維持できるようにする。

【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じている
- イ 適正規模（36～45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応
- ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難
- エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がある
- オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する

※追加の児童数には上限あり

※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする

3. 職員確保・研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（1）放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業【新規】

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等に係る経費を補助

（2）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（3）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

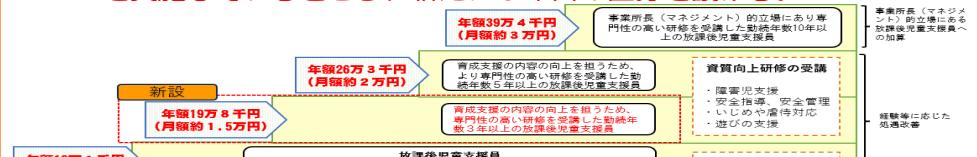
（2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

② キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定【拡充】

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善を実施しているところ、新たに3年目の区分を設ける。



③ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業【新規】

業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修対応、翻訳機等に係る必要な経費を補助する。

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

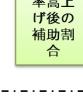
	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

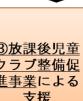
括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(※)嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

【放課後児童クラブの補助率の嵩上げ】

①通常の補助割合 	国（拠出金） (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
	国（拠出金） (2/9)	都道府県 (2/9)	市町村 (2/9)

②補助率嵩上げ後の補助割合 	国 (2/3)	都道府県 (1/6)	市町村 (1/6)
	国 (1/2)	都道府県 (1/8)	市町村 (1/8)

③放課後児童クラブ整備促進事業による支援 	国 (2/3)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
	国 (1/2)	都道府県 (1/10)	市町村 (1/10)

①通常 ②嵩上げ後 ③整備促進事業活用後	国 1/3	都道府県 1/3	市町村 1/3	設置者 1/3
	国 2/3	都道府県 1/6	市町村 1/6	設置者 1/4
	国 5/6	都道府県 1/12	市町村 1/12	設置者 1/4

①通常 ②嵩上げ後 ③整備促進事業活用後	国 2/9	都道府県 2/9	市町村 2/9	設置者 1/3
	国 1/2	都道府県 1/8	市町村 1/8	設置者 1/4
	国 5/8	都道府県 1/16	市町村 1/16	設置者 1/4

令和8年度予算案 753億円 (792億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
			○

1 事業の目的

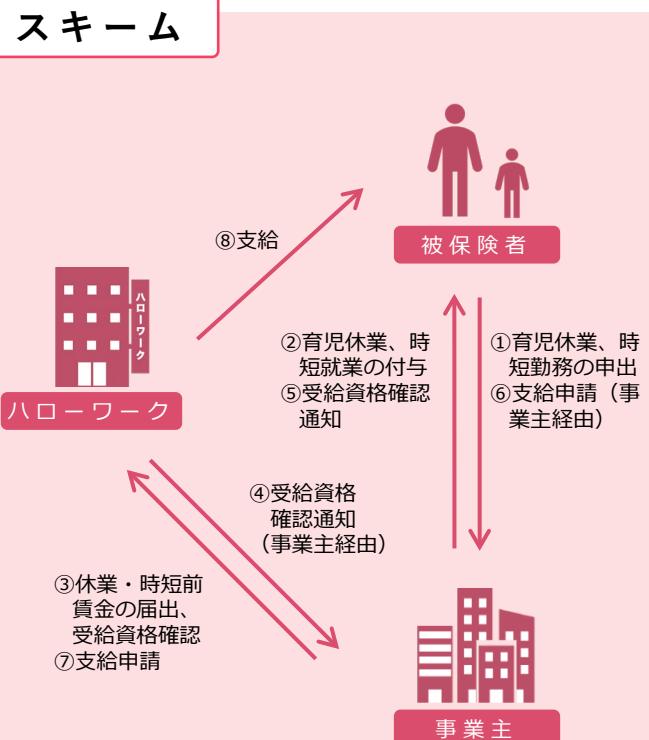
若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要がある。

- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、育児休業給付に加え、雇用保険制度において出生後休業支援給付金を支給する。
- 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において育児時短就業給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること 被保険者が子の出生後8週間^(注)以内に14日以上の育児休業をしたこと 配偶者が子の出生後8週間以内に14日以上の育児休業をしたこと(例外あり) <p>(注) 産後休業をした場合は16週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時短就業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと 2歳未満の子を養育するため、週所定期労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数(最大28日) × 休業前賃金額の13%相当額 ※ 育児休業給付(休業前賃金額の67%相当額を支給)と合わせて80%(手取り10割)相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超~100%未満の場合は、給付率を递減させる

スキーム



令和8年度予算案 2,411億円（2,330億円）

※全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

事業の概要

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

事業の特色・メリット

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能、地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

<施設運営の設定例>



【令和8年度における主な拡充事項】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
人事院勧告を踏まえた待遇改善、職員の配置の充実（1歳児）、保育補助者雇用強化加算・預かりサービス加算等の改正
- ◇ 近年の社会的ニーズ・足元の物価高の影響を踏まえた対応
保育体制強化加算の創設、運営継続支援臨時措置の実施

実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和6年度助成決定（令和7年3月31日時点）】

4,361施設 103,763人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307	2,330

拡充 令和8年度予算案 18億円(17億円) ※全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

事業の概要

- ### ● ベビーシッター派遣事業

多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する

(補助額: 2,300円/枚 利用可能枚数: 児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで) ※デジタル化対応済

(利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業 8 %、中小企業 3 %)

- ### ● ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

【令和8年度における改定事項】

◇人件費増や足元の物価高等によるベビーシッター利用料金の値上がりを踏まえた対応として、1枚当たりの補助額を2,200円から2,300円に改定

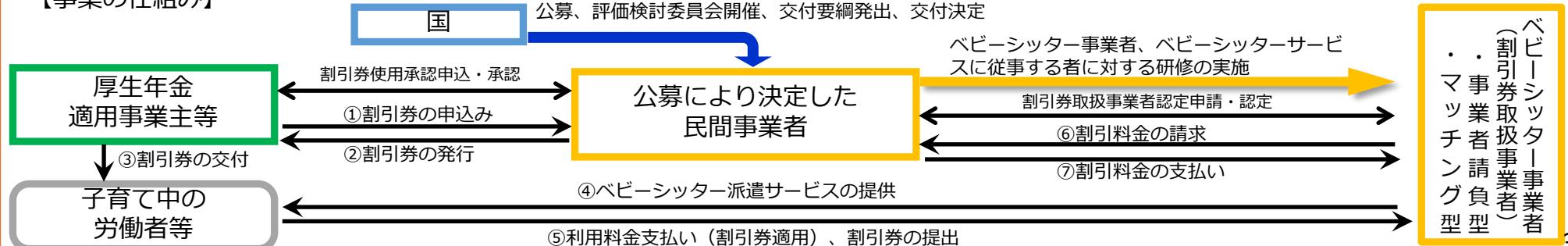
实施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）【補助率】定額

【補助額】

- ・ベビーシッター派遣事業 事業費：1,731百万円 事務費：29百万円
 - ・ベビーシッター研修事業 事業費： 8百万円 事務費：23百万円

【事業の仕組み】



3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等

(1) 多様で質の高い育ちの環境の提供

事業の目的

- ・子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- ・教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

令和8年度予算案の主な内容

- ・人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」（令和6年12月こども家庭庁）に基づき、必要な見直しを推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- (1) 3歳以上児小規模保育の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算（仮称））の創設
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和9年度末まで）
- (5) 学級編成調整加配の見直し
- (6) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- (7) 施設機能強化推進費加算の充実

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設）

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和7年人事院勧告+5.3%）
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- (3) 年齢別配置基準を満たさない場合の減算の適用タイミングの見直し
- (4) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実【保育所・認定こども園】
- (5) 保育ICT推進加算（仮称）の創設

実施主体等

【実施主体】 市町村

【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり

国

都道府県

国負担分の交付

都道府県負担分の交付

市町村

施設型給付費等の支弁

幼稚園・保育所・認定こども園等

令和8年度予算案 349億円（126億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満の子ども

【実施事業所】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】一般型又は余裕活用型

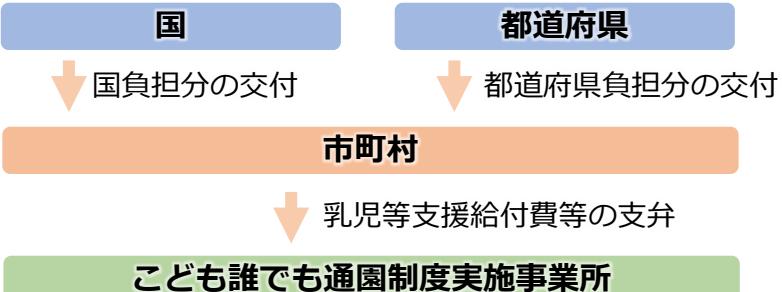
【基本単価】こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円（内閣府令で定める月の利用可能時間（10時間）を上限）

【加算】障害児、要支援家庭の子ども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の充実、
初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、賃借料加算、特別地域加算、保護者支援面談加算の新設

実施主体等

【実施主体】
市町村

【負担割合】
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8



令和8年度予算案 864億円 (914億円)

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設等利用給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担を軽減する。

【実施主体】市町村 【負担割合】国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 (原則)

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たした子どもが②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象

- ・満3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

（※）認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、令和12年3月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。



給付上限額の見直し

- 令和元年10月の3～5歳児の無償化時から据え置いていた給付上限額について、直近の物価水準や賃金動向等を踏まえ、右表のとおり見直しを実施する。
- 自治体・施設等の準備期間に鑑み、当該単価見直しは、令和8年10月から実施。（令和8年4～9月は現行単価を維持。）

給付単価（月額）	現行	→	見直し後
認可外保育施設等（0～2歳）	42,000円	(+3,700円)	45,700円
認可外保育施設等（3～5歳）	37,000円	(+3,300円)	40,300円
新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）	25,700円	(+2,300円)	28,000円
預かり保育等（0～2歳）	16,300円	(+1,400円)	17,700円
預かり保育等（3～5歳）	11,300円	(+1,000円)	12,300円

事業の目的

各園における保育の質向上を図っていくためには、園内研修や公開保育等の取組など、保育所・認定こども園等の保育者が保育実践を互いに見合い学び合う取組を推進することが重要である。また、地域に開かれた保育を進め、互いの保育実践を見合い意見交換等を進めたり、有識者等からの助言等を受けたりする中で、自園や保育者自身の保育の良さや課題を見直し改善していく機運の醸成を図っていくことが求められる。このため、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができる中堅の保育士、保育教諭等（「ミドルリーダー」）の育成、園・保育士同士の学び合いを中心とした協働的な取組を推進し、各園ひいては地域全体の保育の質向上を図る。

事業の概要

自治体において、地域で中核となって保育所や認定こども園等における保育の質向上に取り組むことが期待されるミドルリーダーを募り、参加するミドルリーダー同士の学び合いによる資質向上や、当該ミドルリーダーが勤務する園はもとより、自園以外の保育所や認定こども園等における保育の質向上に向けた取組の支援、それらの勤務園でのフィードバック等の取組に要する費用の一部を支援する。

（支援経費の例）

- ミドルリーダーに対する研修の実施経費
- ミドルリーダーが保育現場を不在にすることに伴う雇上げ費用
- ミドルリーダーによる他園への園内研修や公開保育等の支援に関する費用
- 外部有識者の協力を得た園内研修・公開保育等の実施費用

等



実施主体等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補助基準額】1自治体当たり500万円

【補助割合】国：1／2、都道府県・市町村：1／2

令和8年度予算案 0.2億円

事業の目的

- 保育所や認定こども園等においては、保育の質の向上を図っていく上で、自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要。第三者評価の結果を保護者や地域と共有することは、協働体制の構築にも資する。
- 一方、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分に踏み込めていないといった指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、第三者評価の改善を図り、それを活用した各保育所や認定こども園等の保育の質の向上の取組を推進する。

事業の概要

都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等（※）を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う。

※国立教育政策研究所幼児教育研究センターが開発した「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」等

【主な調査研究の観点（例）】

- 実施体制、評価機関の認証
- 実施園へのフィードバック、保育の改善
- 自己評価との関連付け
- 評価の公表
- 監査との役割分担
- 評価者の育成

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業 等

フェーズ3 フェーズ2までの取組の継続と、調査研究全体の検証

フェーズ2 フェーズ1の取組の検証とそれを踏まえた見直し、
フェーズ1での実施園のフォローフェーズ1 評価者の育成や、質評価スケールによる
第三者評価の試行的実施

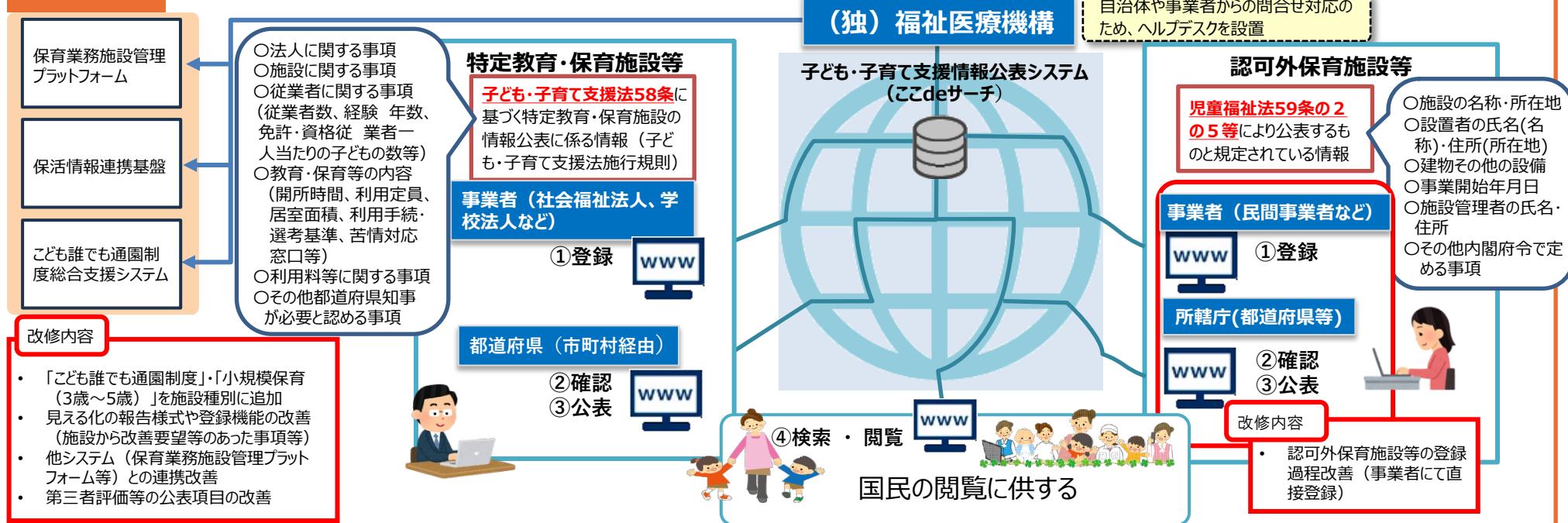
実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村 【委託基準額】都道府県等1か所当たり 500万円程度

事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和7年度補正予算においては、「こども誰でも通園制度」・「小規模保育（3歳～5歳）」を施設種別に追加、見える化の報告様式や登録機能の改善（施設から改善要望等のあった事項等）、他システム（保育業務施設管理プラットフォーム等）との連携改善、認可外保育施設等の登録過程改善及び第三者評価等の公表項目の改善のための改修を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

＜子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業＞ 令和8年度予算案 0.6億円（0.5億円）

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

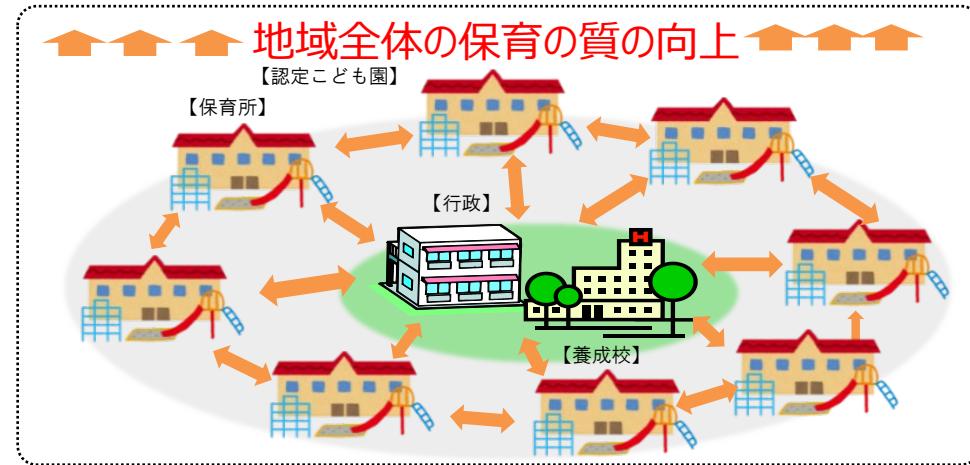
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センター・大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県・指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）※令和7年度に指定を受けているものを優先する）
- ②上記以外の市町村（計4箇所程度）【拡充】

【委託基準額】

- ①都道府県等1か所当たり800万円程度、②市町村1か所当たり400万円程度

事業の目的

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、保育士・保育所支援センター（以下、「センター」という。）において、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図り、センターを基軸として地域の保育人材の確保のために総合的に取り組む費用の一部を補助する。

事業の概要

- センターにおいて、次の業務を行う拠点としての機能を担う体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に取り組む。
 - 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようするための支援
 - 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

【補助基準額】	事業項目	取組の目的	必須とする取組	補助基準額
○ 基本分：	I 保育の現場・職業の魅力発信	・保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める	・保育の仕事や魅力の情報発信 ・センターの取組に関する広報	12,189千円 ※左記の1～5全てについて取り組む場合 ※やむを得ない事情により実施できない事業項目がある場合は、以下の金額を減額する I～IV：各2,500千円 V：2,000千円
	II 新規資格取得支援	・保育士資格取得を目指す者を増やす	・養成施設の学生を対象とした伴走的な就職支援 ・保育補助者等に対する試験受験の勧奨	
	III 潜在保育士等の就職支援	・潜在保育士等の保育所等への就職を進める ・保育現場で活躍できる環境を整える	・潜在保育士等を対象とした伴走的な就職支援	
	IV 就業継続支援	・保育士が働きやすい職場環境を確保する	・保育士や保育所等を対象とした相談支援 ・職場環境改善等に係る周知・啓発	
	V 関係機関との連携	・I～IVについて関係機関と連携し、推進する	・関係機関との保育士確保に関する現状分析・対応策の検討 ・保育士確保に関する地域のネットワーク体制の構築	

※ II～IVについては、潜在保育士・養成施設の学生・現役保育士に対して、センターに登録してもらうよう積極的に勧奨することを前提として、取組を進めるものとする。

※ 取組に応じたアウトカムKPIの設定を必須とする。

- 加算分： 基本分の業務に加え、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算（一部の取組については、令和9年度以降、段階的に基本分に統合予定）

- ① 就職支援・就業継続支援を強化するために保育所等を訪問する人員を基本分とは別に配置（保育所等に対する巡回支援）
- ② 人事・労務管理等に関する専門性の高い資格を有する人材等(*)を①とは別に配置
上記以外の専門性を有する人材等を①とは別に配置
(*)社会保険労務士、弁護士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士等
- ③ 小中高生を対象とした保育体験・職業体験、職業講話
- ④ 保育士資格取得の勧奨・支援（資格取得説明会・講習会、保育補助者等に対する試験受験の対策講座）
- ⑤ 保育所等の採用支援（採用力向上セミナー）
- ⑥ 情報交換の機会創出（保育士交流会、保育士を目指す者と現役保育士との座談会）
- ⑦ 潜在保育士の復職支援（復職前研修、求職セミナー）
- ⑧ 保育士資格登録者名簿等を活用した潜在保育士の掘り起こし
- ⑨ 放課後児童支援員等の人材確保

- 実績による上乗せ： アウトカムKPIを設定したうえで事業を実施し、令和8年度末のアウトカムKPIの達成状況に応じて、基本分・加算分の合計補助基準額を1.2倍または1.4倍に引き上げる。
アウトカムKPI…新規登録者数、登録者のうち就職につながった件数

【補助基準額】
4,172千円
6,120千円
1,152千円
385千円
421千円
515千円
468千円
515千円
3,835千円
1,377千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満していない施設に対して、指導監督基準又は保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、こどもを安心して育てができる体制整備を行う。

事業の概要

- 認可外保育施設に対して、指導監督基準又は認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。

① 指導監督基準を満たすための改修等（令和6年度末までの時限措置を令和11年度末まで延長） 拡充

都道府県と市区町村との連名により、以下（1）（2）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

※地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、

指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図る取り組みをモデル的に実施する。

② 保育所等の設備に関する基準を満たすための改修等

- （1）職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
- （2）設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- （3）「認可化移行計画」を策定し、①指導監督基準適合化を図ること、②当該事業による補助を受けた後、認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指すこと。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国：1／2、都道府県・市町村：1／4、事業者：1／4

【補助単価（R7）】①指導監督基準を満たすための改修等 改修費等：1か所当たり19,776千円 移転費：1か所当たり1,484千円
②保育所等の基準を満たすための改修等 改修費等：1か所当たり39,553千円 移転費：1か所当たり6,181千円

事業の目的

- 保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援、さらに、保育士の技能の向上に向けた取組など、保育士・保育所支援センター等の関係機関と連携の上、市町村等が主体となって実施する取組に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができる環境を整備する。

事業の概要

1 保育人材等就職支援事業

- (1) 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供
指定保育士養成施設の学生等に対する保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験等の機会の提供に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり484千円

- (2) 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動
高校生や中学生に対する保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり229千円

- (3) 職場定着を支援するための研修等の実施
新規に採用される保育士への研修や潜在保育士の職場復帰のための研修等の開催に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり594千円 等

- (4) 保育士が相談しやすい体制整備のための相談窓口の設置
保育士が抱える保育現場の悩み等について、保育所長経験者等の外部人材に相談しやすい環境の整備に必要な経費への補助。
※ 保育士・保育の現場の魅力発信事業より移管
【補助基準額】1市町村当たり4,036千円

- (5) 就職相談会の開催等による求人情報の提供
潜在保育士や新卒保育士（以下「潜在保育士等」という。）に対する就職相談会の開催やメディア媒体を活用した求人情報の提供に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり651千円

2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

- (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等
保育所等に勤務する保育士及び保育従事者が、他の保育所等への実地派遣研修や施設間の人材交流の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】代替保育士等雇上費：1人1日当たり8,440円 調整費：1人当たり4,000円

- (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ
保育所等において指定保育士養成施設の学生に対する保育実習の受け入れに必要な経費への補助。
【補助基準額】実習受入費：1人当たり10,000円 調整費：1人当たり4,000円

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 463億円の内数（464億円の内数）

(6) 潜在保育士等に対するマッチング支援

- 潜在保育士等からの相談に応じた就職あっせんや求人情報の提供等、求人を行っている事業者とのマッチングの支援に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり5,120千円

(7) 就職支援コーディネーターの配置

- マッチング支援を円滑に行うための就職支援コーディネーターの配置に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり4,700千円

(8) 保育人材の確保に関する協議会の開催等

- 保育人材の確保に関する検討等を行う協議会の開催や就職支援コーディネーターの追加配置に必要な経費への補助。
【補助基準額】1市町村当たり4,000千円

(9) 保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援【拡充】

- 保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費への補助。
【補助基準額】1自治体当たり5,263千円

※ 保育士・保育所支援センターとの連携加算【拡充】

- 上記（1）から（9）の事業の実施に当たり、保育士・保育所支援センターと連携した事業数に応じ加算する。

- 【補助基準額】（1自治体当たり）
 • 連携した事業数が1～3： 439千円
 • 連携した事業数が4～6： 878千円
 • 連携した事業数が7～9： 1,317千円

実施主体等

【実施主体】1 保育人材等就職支援事業：市町村、（9）のみ都道府県も含む

【補助割合】1 保育人材等就職支援事業：国：1／2、都道府県・市町村：1／2

2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業：市町村

2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業：国：3／4（※）、市町村：1／4

（※）3／4の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の市町村とし、その他の市町村は国庫補助率を1／2とする。

事業の目的

令和8年度予算案 35百万円 + 令和7年度補正予算額 1.6億円 (36百万円)

- 令和5年12月、**全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**（妊娠期から小1まで）**から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「1. 『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発」「2. 『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」「3. 『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究」を令和8年度までの3年間で集中的に実施し、その成果を令和9年度以降の「はじめの100か月の育ちビジョン」の更なる推進に繋げていく。
- これらの実施と3つの施策の相互の有機的な連携により、「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を増加させることを目指し、**全ての子どもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援することで、本ビジョンの実現を図る。**

事業の概要

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

① 「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和8年度予算案】

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、**「はじめの100か月」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。**

② 「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な普及啓発のための効果検証・マーケティング調査 【令和7年度補正予算】

社会全体の全ての人と本ビジョンを共有するため、これまでの普及啓発の効果検証を行うとともに、**「はじめの100か月」の子どもと関わる機会が少ないターゲット層に乳幼児の育ちや子育てに关心を持つてもらうための効果的な情報発信についてマーケティング調査を実施し、今後の広報戦略を策定する。**

2. 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和7年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

✓ 多様なモデル事例を創出するため、**実施主体を12団体（前年度10団体）に拡充**

✓ **地方キャラバン（対面・オンライン）の開催**によるモデル事例の全国展開、子育て関係団体のネットワーク強化

✓ これまでに蓄積した知見を「活動の手引き」にまとめ、**全国どこでも「はじめの100か月」のコーディネーター活動を実施できるようノウハウを提供**

3. 「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和7年度補正予算】

諸外国の「はじめの100か月」の子どもの育ちに関する政府方針や、裏付けとなった科学的知見・同方針に基づく施策等を調査するとともに、大学等と連携した**シンポジウムを開催**することで、「はじめの100か月」の子どもの育ちに関する最新の科学的知見の収集・分析を行う。

これにより、**我が国で「はじめの100か月」の子どもの育ちを支えるために拡充すべき取組の検証や、これまでの施策の効果検証**に繋げる。

みんな大切に
『はじめの100か月』

実施主体等

【実施主体】 民間企業・民間団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等12か所程度 (465万円／1件) 3. 大学・民間企業等

事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付
(個人向け)

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除
※貸付決定者数 4,439人（令和6年度実績）
- 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け
卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除
※上記の貸付けを含め、令和8年度募集より貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を具体化【見直し】

2. 保育補助者雇上支援
(事業者向け)

※ 幼保連携型認定こども園
も対象

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除
※貸付決定者数 138人（令和6年度実績）

3. 未就学児をもつ保育士の
保育所復帰支援
(個人向け)

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除
※貸付決定者数 1,418人（令和6年度実績）

4. 潜在保育士の再就職支援
(個人向け)

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除
※貸付決定者数 1,372人（令和6年度実績）

5. 未就学児を持つ保育士の
子どもの預かり支援
(個人向け)

- 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除
※貸付決定者数 7人（令和6年度実績）

○貸付額（上限）

- ア 学 費 5万円（月額）
 - イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
 - ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
- ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付
- エ 生活費加算 4~5万円程度（月額）
- ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

※貸付期間：最長2年間

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額） ※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）
221.5万円（年額） ※貸付期間：最長3年間

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円

○貸付額（上限） 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

(2) 子どもの安心・安全

令和8年度予算案：27億円 + 令和7年度補正予算額：38億円

目的

- こども性暴力防止法の施行（施行期限：令和8年12月25日）に伴い、新たに発生する業務に対応するための執行体制を確保するとともに、対象事業者支援のための相談窓口を設置するほか、対象事業者・従事者、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けて本制度を周知広報する等により、本法を円滑に施行し、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

内容

1. こども性暴力防止法の施行に必要となる体制の確保

- ① こども性暴力防止法関連システムの開発等（こども性暴力防止法関連システム開発等事業）【令和8年度予算案：5億円+令和7年度補正予算額：30億円】
法の施行に必要なこども性暴力防止法関連システムの開発を行うとともに、システムを安定して運用するための保守管理等を行う。
- ② 犯罪事実確認、認定、監督等に係る業務委託（こども性暴力防止法施行業務委託事業）【令和8年度予算案：22億円の内数+令和7年度補正予算額：7億円の内数】
対象事業者への犯罪事実確認書の交付、認定、監督等の事務のうち、その一部を委託することにより執行体制を確立する。

2. こども性暴力防止法の円滑な施行のために必要な事業者支援（こども性暴力防止法事業者支援事業）【令和8年度予算案：22億円の内数】

対象事業者が

- ・児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置を講じる際の弁護士への相談
- ・犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置する。

3. こども性暴力防止法の周知等

- ① 法制度周知や認定取得の促進のための広報啓発（こども性暴力防止法広報啓発事業）【令和8年度予算案：22億円の内数+令和7年度補正予算額：7億円の内数】
対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行うとともに、制度の理解や認定取得を進めるためのイベント・全国各地での説明会を開催する。
- ② こどもの性被害防止に係る諸課題に関する調査研究の実施【令和8年度予算案：22億円の内数】
こども性暴力防止法成立時の附帯決議に掲げられている検討課題や、施行準備に当たって生じた諸課題に関する調査研究を実施する。

令和8年度予算案：5億円 + 令和7年度補正予算額：30億円

事業の目的

- こども性暴力防止法の施行（施行期限：令和8年12月25日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うため、本制度の施行に必要な関連システムの設計・開発やシステムを安定して運用するための保守管理等を行う。

事業の概要

- 本法においては、
 - ・ 対象事業者（学校設置者等・認定事業者等）からの犯罪事実確認書の交付申請
 - ・ 民間教育保育等事業者からの認定申請
 - ・ 対象事業者からの定期報告等に対して、行政が認定・交付・監督を行うこととなる。
- このため、事業者、行政等においては膨大な事務作業が生ずることとなる一方、子どもの安全確保の仕組みであることや犯罪歴の有無等の極めて機微な情報を取り扱うことから、これを誤りなく正確に処理することが必要となる。また、事業者は犯罪事実確認を行うまでは従事者を対象業務に従事させることができなくなるため、必要な事務を円滑・迅速に処理することも必要であり、これらに対応するための、必要な情報システムの設計・開発やシステムを安定して運用するための保守管理等を行う。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

令和8年度予算案：22億円の内数 + 令和7年度補正予算額：7億円の内数

事業の目的

- こども性暴力防止法の施行に伴い必要となる犯罪事実確認書の交付業務、認定業務、監督業務及びこれらに付随する照会対応業務のうち、公権力の行使に当たらない定型業務として整理できる業務について、外部の事業者へ委託することにより、円滑な執行体制を確立することを目的とする。

事業の概要

① 犯罪事実確認書交付支援業務

法に基づく犯罪事実確認書の交付に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類等の確認、こども性暴力防止法関連システムへの必要事項の情報入力などの業務を行う。

② 認定等支援業務

法に基づく認定等に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類の審査、認定事業者等の登録情報の変更・廃止に関する届出の確認などの業務を行う。

③ 監督等支援業務

法に基づく監督等に関する業務のうち、監督等に必要となる対象事業者からの報告事項の確認や調整などの業務を行う。

④ 照会対応業務

①から③までに関する手続に加え、法に基づく各種措置等に関する照会対応業務を行う。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

令和8年度予算案：22億円の内数

事業の目的

こども性暴力防止法の対象事業者が、

- ① 事業者内で児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置等を講じる際の弁護士への相談
- ② 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置し、対象事業者の支援を行う。

事業の概要

こども性暴力防止法の対象事業者が、法で義務付けられた安全確保措置や情報管理措置を講じるに当たっての相談窓口を設置し、相談内容を踏まえた専門的な相談先につなぐ。

① 安全確保措置に係る支援

対象事業者が、

- ・ 事業者内で児童対象性暴力等が生じた際、こどもへの聴き取りや事実認定、証拠保全などを行う場合
- ・ 児童対象性暴力等のおそれがあると認める従事者に対して、配置転換等の雇用管理上の措置を講じる場合

等について、弁護士への相談窓口を設置する。

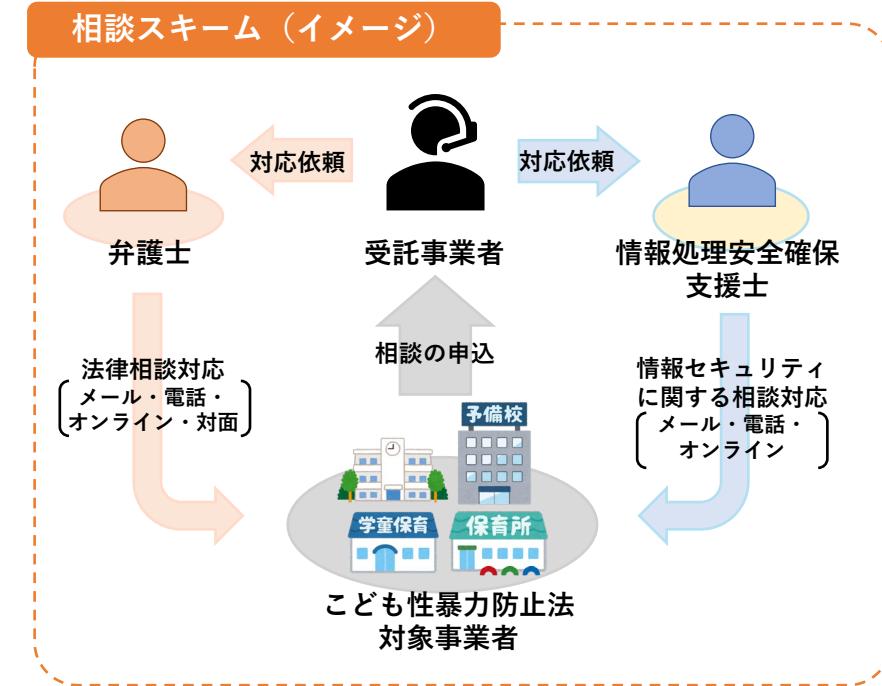
※対象は顧問弁護士のいない小規模事業者等に限定

② 情報管理措置に係る支援

対象事業者が、犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行うに当たって、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士への相談窓口を設置する。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）



令和8年度予算案：22億円の内数 + 令和7年度補正予算額：7億円の内数

事業の目的

こども性暴力防止法の円滑かつ確実な施行、また事業者の認定取得促進のため、対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行い、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

事業の概要

(1) 周知広報の実施

ポスター、リーフレット等の作成・配布や、様々な広告媒体を活用した広報を展開することにより、対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた制度の周知を行う。

<広報内容>

- ポスター、リーフレット等の作成・配布
- 新聞広告、インターネット広告、交通広告 等



(2) イベント・説明会の開催

- ① 国民全体に対して、法の施行を周知するとともに、制度理解を深めてもらうため、こども性暴力防止法の施行に合わせた広報イベントを開催する。
- ② 対象事業者に対して、法により義務付けられた措置等への理解を深めてもらうとともに、事業者の認定取得を促進するため、全国での説明会を開催する。



実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

事業の目的

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、新たに保育所等における虐待に係る通報義務等の仕組みを創設した。
- 本事業は、改正法を踏まえ、保育所等における虐待を未然に防止するとともに、虐待対応に係る自治体の体制を強化することを目的とする。

事業の概要

（1）専門人材の活用

都道府県や市町村における虐待対応において、専門的知見に基づき自治体の判断をサポートする専門人材や、子どもの心のケアを行う専門人材、保育所等における虐待防止に係る指導等を行う専門人材、関係機関へのつなぎ支援等を行うための専門人材の派遣を支援する。

（2）虐待対応実務者会議の設置

都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議（虐待対応実務者会議）を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析、虐待等の判断や指導等の対応方針の検討、連絡・対応体制の構築等の連携強化の取組を支援する。

（3）自治体職員等の対応力強化研修

都道府県職員や市町村職員等を対象とした、効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修の実施を支援する。

（4）保育士等への研修等

保育士等に対する虐待の未然防止に関する研修や、施設長など保育所等内において指導的立場にある者等を対象とした、職員のストレス及びハラスメント対策や子どもの人権擁護の視点に立った保育の実践方法の修得等に関する研修の実施を支援する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】国1／2、都道府県等1／2

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む） 【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【主な令和8年度補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,500円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

- (3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,281千円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

- (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
- (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者の相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- 会員数は20人以上
- 相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- 子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

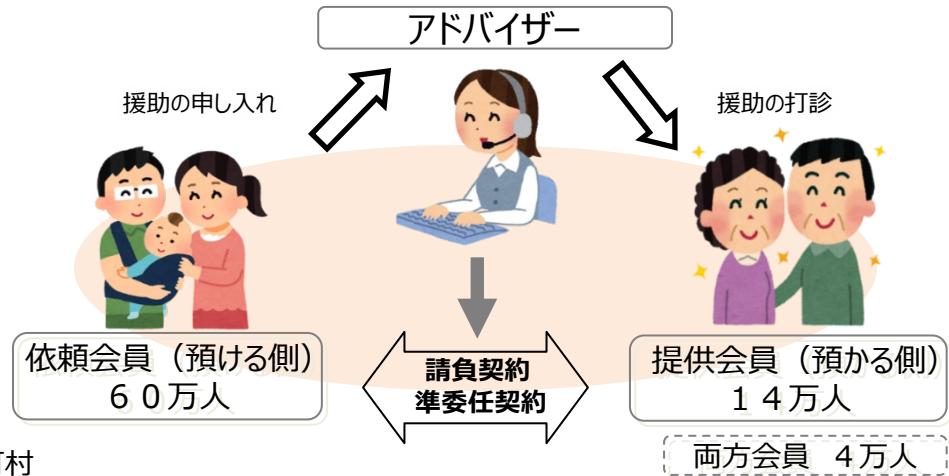
○相互援助活動の例

- 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施市町村

（令和6年度）1,009市町村、（令和5年度）996市町村

ファミリー・サポート・センター（相互援助組織）



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な令和8年度補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円
- 地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円
- 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

令和8年度予算案 1億円（1億円）【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

(1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

(2) 情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

(4) グリーフケアの対応・提言した予防策の実装（リーフレット作成等）

（1）～（3）を踏まえた提言等に基づき、必要に応じて、グリーフケアへの対応や、予防策の周知を行うリーフレットの作成等を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10／10
- ◆ 補助基準額 : 年額 14,064千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : (変更交付決定ベース)
令和6年度 : 10自治体
(北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県)

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

● 【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助をうけることができる
- （☆）の事業：補助制限なし

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）：ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受け入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑧保育環境向上等事業（★）：保育環境の向上等を図るために、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R7）】 1. 基本改善事業（①、②） 1施設当たり 7,200千円 （③） 1施設当たり 100千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑦、⑧） 1施設当たり 1,029千円 （④）ア 1施設当たり 500千円以内 イ 1施設当たり 200千円以内
（⑥） 1施設当たり 39,553千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

【拡充】

2④の事業（安全対策事業）について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、病児保育事業を補助対象に追加する（ただし、すでに2④の事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）。

事業の目的

令和8年度予算案 97億円

令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に係る医療保険者等が行う周知広報、コールセンターの設置等に要する費用の補助を行う。

子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備等

【事業概要】

- 1 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業
医療保険者等が行う保険料算定等の準備業務、周知広報、コールセンターの設置等に要する費用の補助を行う。
- 2 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業
医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の補助を行う。



【実施主体】

全国健康保険協会、健康保険組合（健康保険組合連合会）、都道府県、市町村、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金

【補助率】

定額（10/10相当）

上記のほか、定率補助や低所得者の保険料軽減制度等の医療保険者への財政支援※について、介護保険制度に倣い財政措置を講じ、厚生労働省において計上。地方負担分については、国庫負担とは別途、地方財政措置が講じられる。

※国民健康保険制度（調整交付金、定率補助、国民健康保険組合定率補助・事務費負担金等）、後期高齢者医療制度（特別調整交付金、財政安定化基金等）、被用者保険制度（健康保険組合事務費負担金）等

令和8年度予算案 0.6億円（0.6億円）

事業の目的

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

事業の概要

(1)青少年のインターネット利用環境実態調査

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※ 回答回収率(令和6年度):青少年調査62.6%、青少年の保護者調査63.5%、低年齢層の子供の保護者調査65.5%

(2)青少年インターネット環境整備法及び基本計画(第6次)の施行状況について検証するための検討会の開催経費

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題、調査研究について検討する。

※ 開催状況等(令和6年度):検討会 4回開催、WG 2回開催

(令和7年度):検討会 2回開催、WG 6回開催 (11月末時点)

(3)青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム(オンライン開催を含む。)を実施する。

※ 開催状況(令和6年度):1回開催(徳島)

(令和7年度):2回開催(鳥取、高知)

(4)青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する調査研究

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は増加傾向にある。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の被害・非行防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

(5)青少年インターネット利用環境に係る官民の協議会開催に係る経費

官民双方のネットワーク構築及び関係団体の取組の情報収集のため、官民協議会を開催する。

実施主体等

- ◆ 実施主体 :国(請負契約により実施)

令和8年度予算案 0.2億円 (0.2億円)

事業の目的

本事業は、ガイドライン（※）に適合する安全装置のリストを作成するため、各メーカーから申請がなされた安全装置について、ガイドラインの要件への適合の審査を行うとともに、付随する調査等を行うことを目的としている。

（※）「ガイドライン」とは、令和4年12月20日付け、国土交通省が設置した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ」によって取りまとめられた「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を指す。

事業の概要

① ガイドライン適合に関する審査業務

● 申請書類の受付等

申請者から提出される申請書類の受付及び付随する問合せへの対応

● 申請書類の審査

製品ごとにガイドラインの要件への適合性について審査

● 実車による試験の実施

自動車の性能や安全性への影響が懸念される場合は、実車実験を実施

● 審査結果の取りまとめ、通知及び報告

申請された製品ごとに審査結果を申請者に通知、こども家庭庁に報告

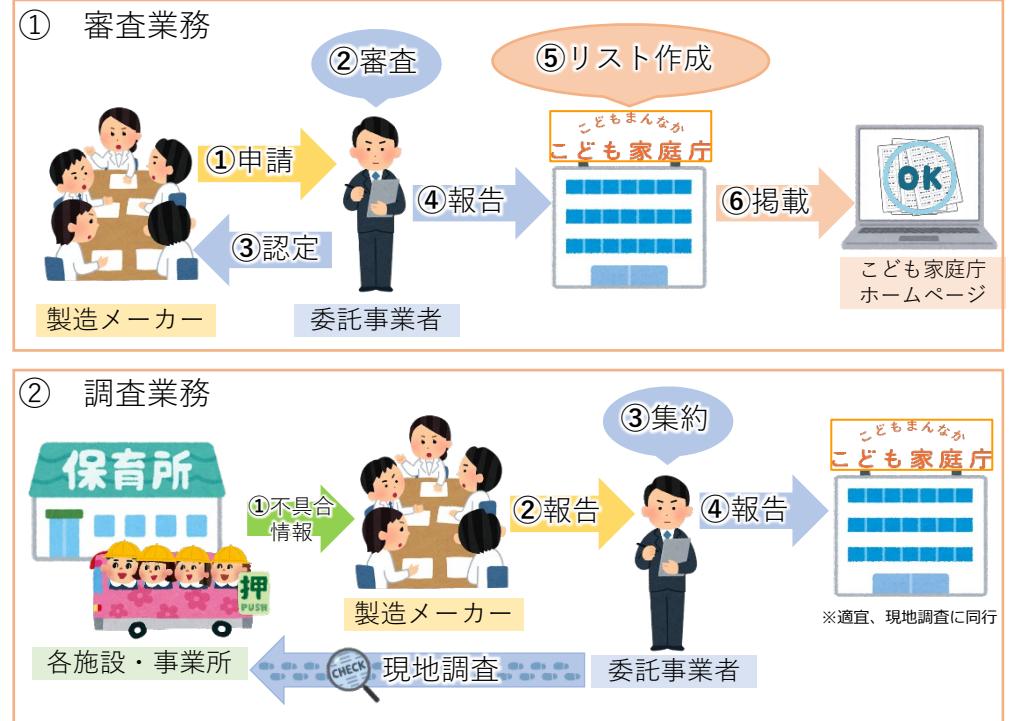
② 適合認定装置に関する調査業務

● 適合認定装置の不具合情報の収集

適合認定装置の不具合情報を収集し、必要な改善措置が講じられているか確認

● 適合認定装置の現地調査

適合認定装置が申請された機能要件に従った運用がなされているか現地で確認



実施主体等

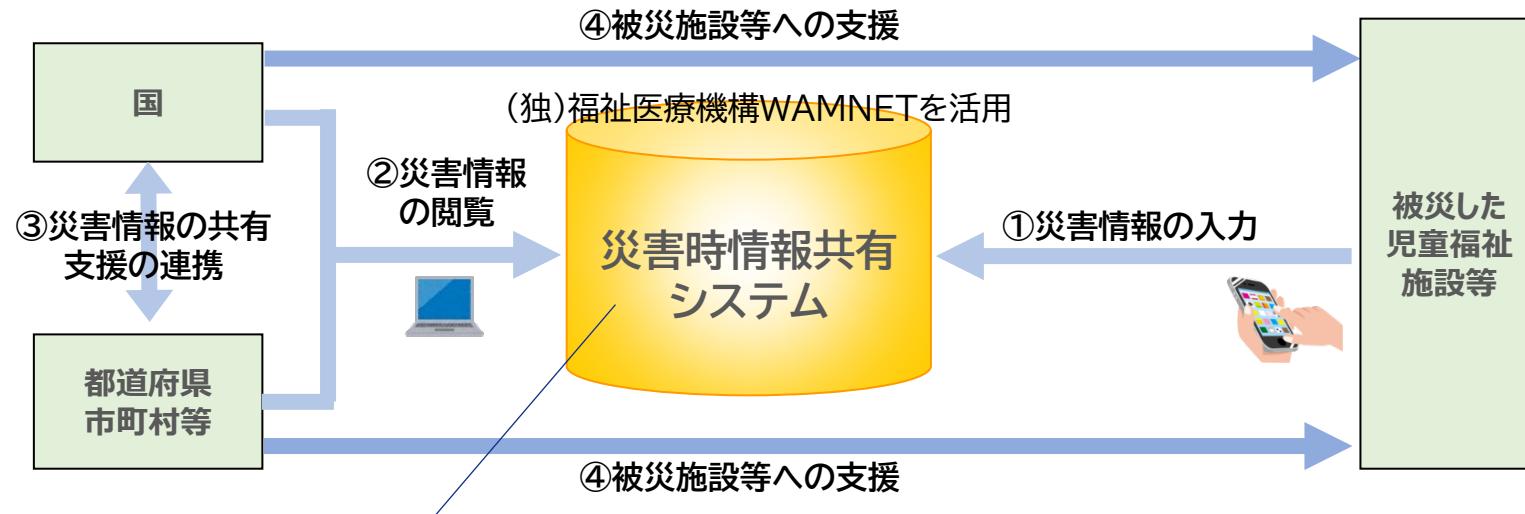
【実施主体】国（委託により実施）

事業の目的

- 災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守を行う。

令和8年度予算案 1.0億円（1.0億円）

事業の概要



実施主体等

交付先：独立行政法人福祉医療機構 補助率：定額

4. 地域の多様な主体が連携した こども・若者支援システムの構築

(1) 支援ニーズを見逃さないコンタクト ポイント・相談体制の構築

[妊娠・出産・乳幼児]

令和8年度予算案 24億円（22億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。
また、2重給付の防止のため支給状況及び面談実施状況を自治体間で情報連携するためのシステム改修費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費

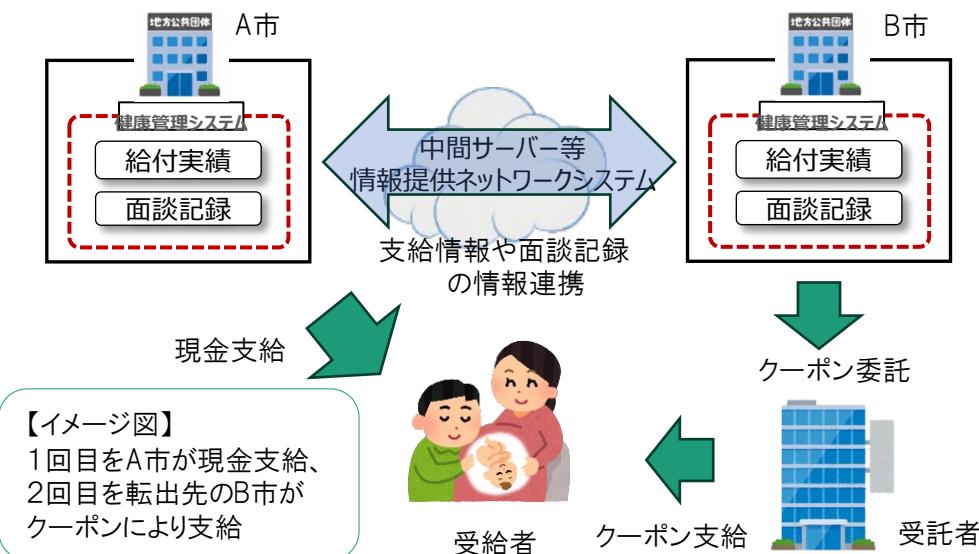
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）

- ②妊婦のための支援給付のための事務費

妊婦のための支援給付のための人事費や振込手数料等の事務費

- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費

転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
(①は都道府県も対象)

【補助率】

①国10/10

②国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

※③国 2/3、市町村 1/3

【補助基準額】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

令和8年度予算案 775億円（816億円）

事業の目的

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

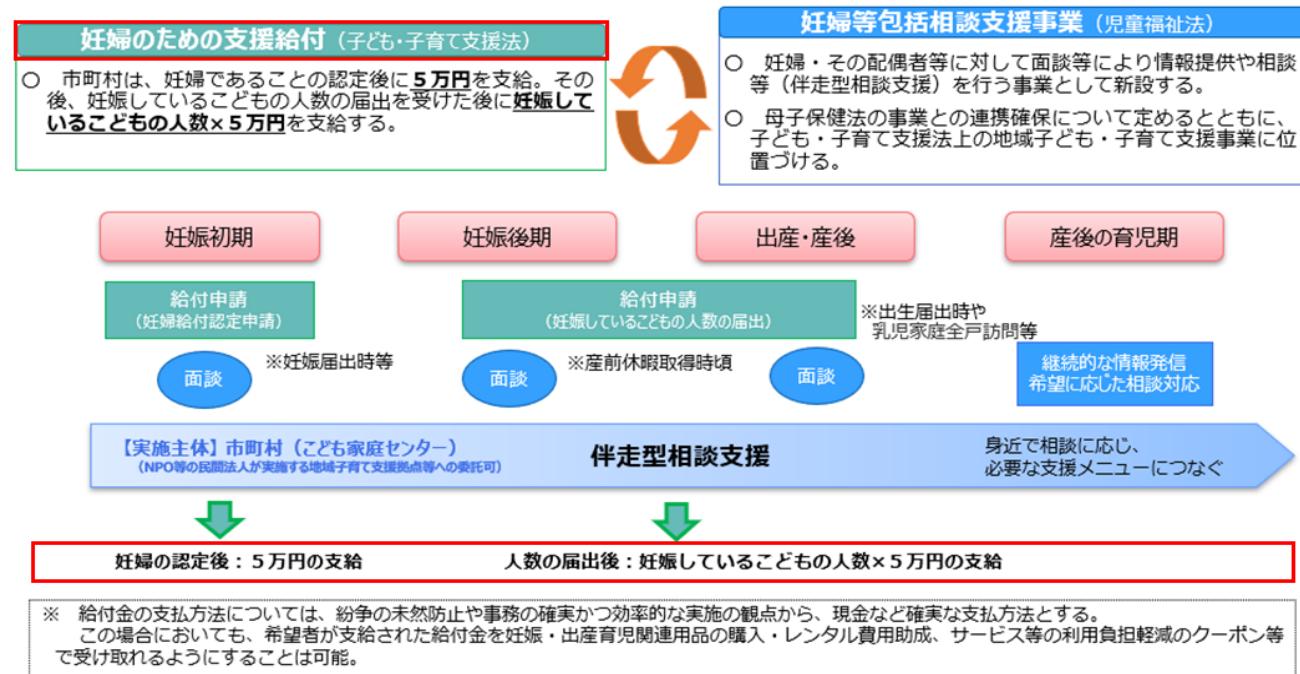
<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒ 5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う
⇒ 妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込又は小切手の振出

※市町村が現金振込の他にクーポン等での支給を実施する場合、希望者はクーポン等で受け取ることは可能。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

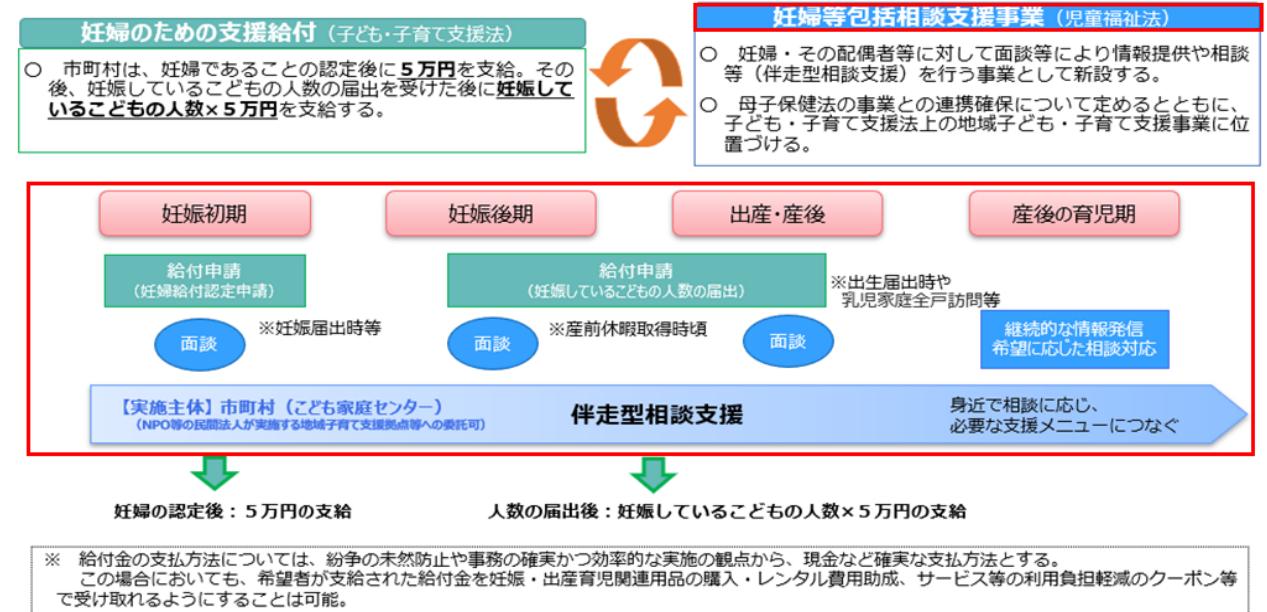
妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

事業内容

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

対象経費

面談等の実施に必要な経費
(「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く)



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】
国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

【補助基準額】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- | | |
|---------------|------------|
| ①700件以上 | : 17,293千円 |
| ②200件以上700件未満 | : 10,847千円 |
| ③200件未満 | : 9,092千円 |

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。
※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

令和8年度予算案 26億円（21億円）【平成29年度創設】

事業の目的

- 産後2週間、産後1ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

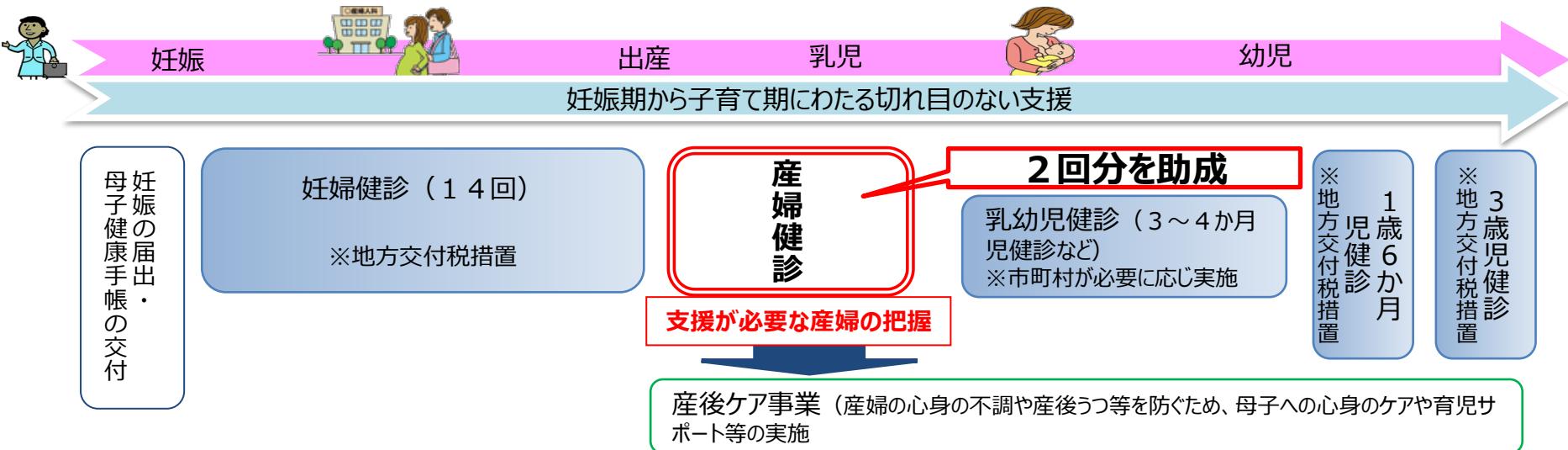
事業の概要

◆ 対象者

産後2週間、産後1ヶ月など出産後まもない時期の産婦

◆ 内容

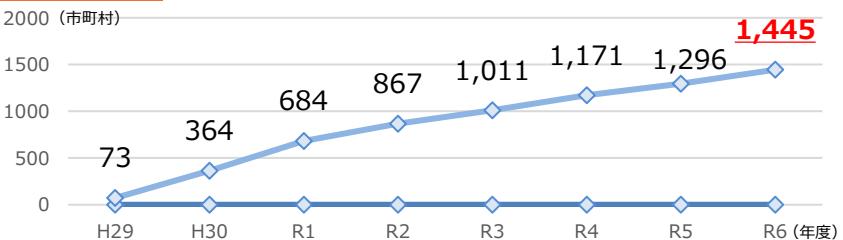
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：1件あたり5,000円

事業実績



令和8年度予算案 2億円（3億円）

【平成29年度創設】

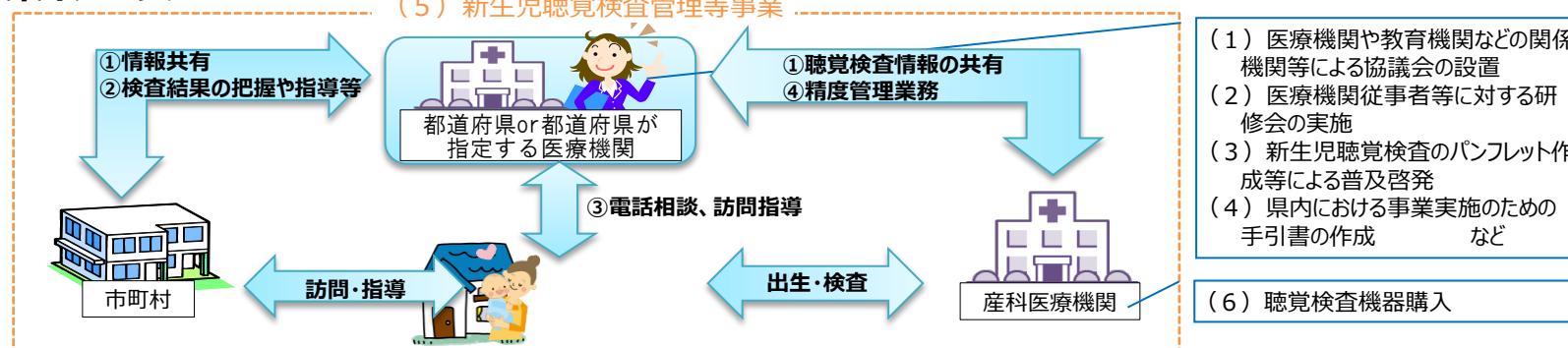
事業の目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

事業の概要

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業 (R2～)
 - ①新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
 - ②市町村への指導等
 - ③相談対応等
 - ④検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業 (R2～)
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

事業イメージ



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2
- ◆ 補助単価：
 - (5)を実施する場合 年額 2,173,000円
 - (6)を実施する場合 年額 10,000,000円
 - (6)を実施する場合 年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：45自治体（44自治体）
 - ※ 令和6年度変更交付決定ベース
括弧は令和5年度変更交付決定ベース

<子ども・子育て支援交付金>令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

○ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助基準額】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～） 1施設当たり月額 182,900円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算（R7～） 1施設当たり月額 256,700円

事業の実績



令和8年度予算案 5百万円（一）

事業の目的

- 妊婦健診に関しては、平成27年に国が「望ましい基準」を告示し、この基準に定められる検査等については、地方交付税措置を講じているが、現状、各自治体による公費負担の実施状況には、改善傾向にあるものの、ばらつきがみられる。また、実際には、同一自治体内でも、医療機関によって自己負担額が異なる状況がある。
- 都道府県によっては、市区町村や医師会等との集合契約が導入されているところ多く、「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」（令和5年3月27日付事務連絡）でも、「多くの自治体で集合契約が導入されているところであるが、未実施の自治体におかれては、妊婦の利便性を確保するため、集合契約の導入を検討すること。」として、自治体に集合契約の導入を促しているところ。
- 一方で、集合契約をしていても、基準内の自己負担が許容されていたり、基準外の検査を併せて行うことで自己負担が生じている状況であり、医療機関に対しても、「望ましい基準」に定められる検査項目については自己負担を取らないようにすることや、「望ましい基準」以外の検査等を必須とする場合には、その内容及び費用について妊婦に説明すること等の働きかけが必要である。
- そこで、妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整事業を行い、より有効な集合契約が導入されるよう、財政支援を行う。

事業の概要

妊婦健診の公費負担の集合契約に係る調整費用の補助

妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整事業として、都道府県が医療機関への働きかけや、市区町村や医師会等と集合契約を結ぶ際に必要となる調整に係る費用を助成する。

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助基準額：1自治体あたり 200千円
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

事業の概要

（1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

（2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

（3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】

国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案】

（1）ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援を実施している市町村 8,000円（1訪問あたり）

（2）（1）以外の市町村 6,000円（1訪問あたり）

イメージ図



市町村

（保健師等）

①訪問支援



乳児のいる
家庭

②ケース対応会議

訪問結果を参考に、支援が必要と判断された家庭について、必要に応じて会議を開催。

（支援が必要な家庭）

養育支援訪問事業等による支援に適切に結びつける。

（特に支援が必要な家庭）

要保護児童対策地域協議会の調整機関に連絡し必要な支援内容等について協議する。

令和8年度予算案 11億円（9億円）

事業の目的

- 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第3期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的とする。

事業の概要・スキーム等

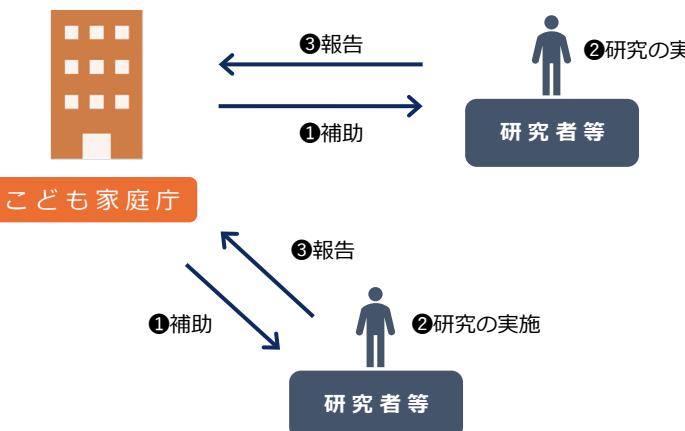
こども家庭科学研究費 R8予算案：3.8億円

事業概要

- こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



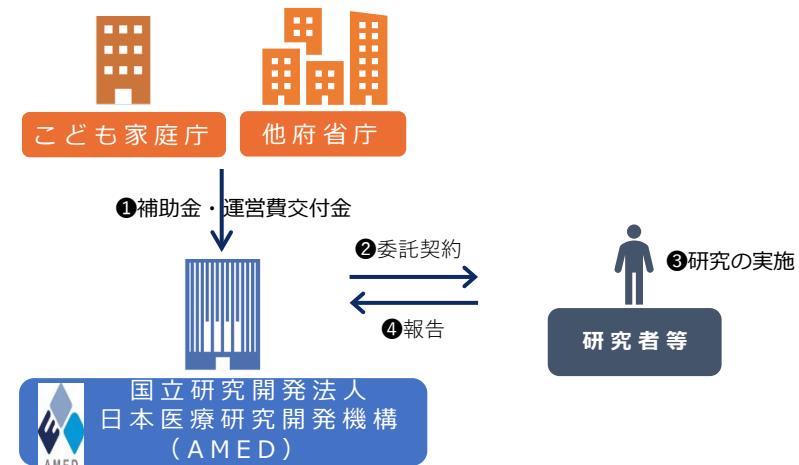
AMED研究費 R8予算案：6.9億円

事業概要

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



[子ども・若者]

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全ての子どもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

事業の概要

(1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

【補助基準額】
a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 8,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(2) 申請手続等支援

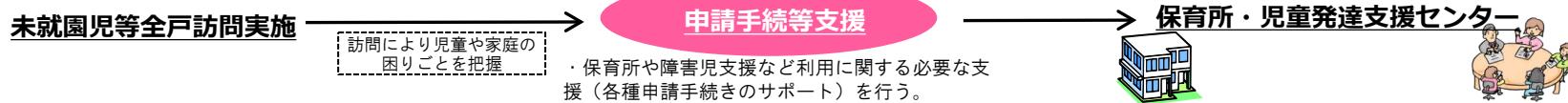
他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人事費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施）※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

【補助基準額】
a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 8,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

【補助基準額】 年額 564,000円



実施主体等

【実施主体】市町村（指定都市・中核市・特別区を含む。） 【補助率】国：1／2、市区町村：1／2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動を強化する場合に経費を加算【巡回活動費強化加算】
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2/3（市町村1/3）又は国1/2（市町村1/2）、③：国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

<子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁) + 重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)>
令和8年度予算案 2,453億円の内数 (2,219億円の内数)

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置(基本Ⅲ型を除く)

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

①基本型

②特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉(虐待対応を含む)の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員など

④妊婦等包括相談支援事業型

○妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

《職員配置》保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者

※妊婦等包括相談支援事業は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む)

【補助率】 ①～③※ 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)
④ 国(1/2)、都道府県(1/4)、市町村(1/4)

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は④の国庫補助率とする

【主な令和8年度補助基準額】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
8,508千円	2,569千円	325千円	3,446千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】(単位:か所数)

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から(こども家庭センター型の箇所数は、母子保健機能、児童福祉機能のどちらかを実施する場合も対象とした箇所数)

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R 5 年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241
R 6 年度	1,444	391	—	2,117	—	3,952

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞ 令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

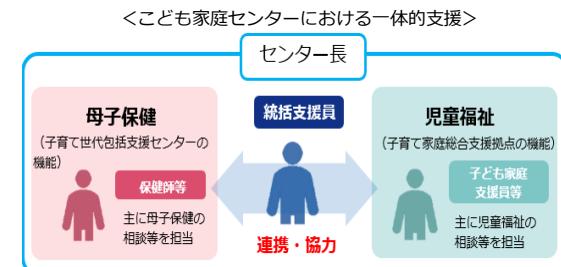
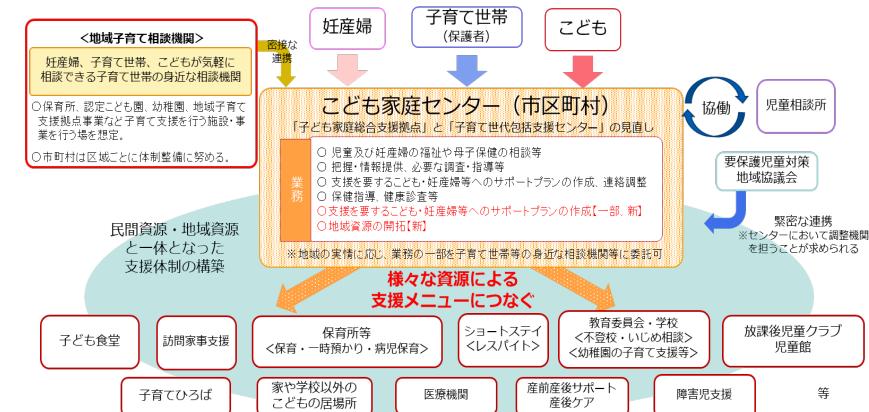
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
 - 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

〈業務内容〉

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
 - 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊娠婦や子どもに対する一体的支援を実施
 - 妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成
 - 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



実施主体等

【実施主体】市区町村

【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、
その他の自治体は国庫補助率を1/2とする

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合
保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合
保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合
保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合

1か所当たり 15,015千円
1か所当たり 6,690千円
1か所当たり 12,260千円
1か所当たり 9,445千円
1か所当たり 9,505千円
1か所当たり 3,935千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型 3,780千円
小規模B型 10,347千円
小規模C型 17,048千円
中規模型 23,308千円
大規模型 43,151千円
上乗せ配置単価 4,819千円（1人当たり）

一部委託の場合（1支援拠点当たり）※1

小規模A型 9,975千円
小規模B型 16,542千円
小規模C型 23,243千円
中規模型 35,699千円
大規模型 67,933千円
上乗せ配置単価
常勤職員 6,426千円（1人当たり）
非常勤職員 4,819千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算

（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時の任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 3,098千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。ただし、人口10万人未満の自治体は1名、
人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）

（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時の任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 3,098千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

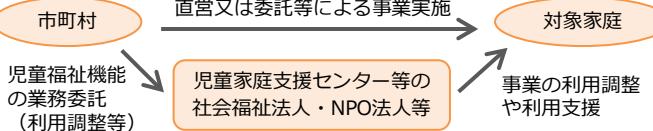
1市町村当たり 3,608千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※1 家庭支援事業等の利用調整・利用支援に関する業務委託への活用について



家庭支援事業等の利用や提供の促進に必要な利用調整や利用支援に関する児童福祉機能の業務について、家庭支援事業等の実施事業所その他の法人等に委託する経費（人件費等）は、児童福祉機能一部委託※の補助対象です。※上乗せ配置単価含む

（例）養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業の利用者と実施者（訪問員・施設・里親等）とのマッチング、連絡調整、相談対応、支援内容の協議、利用計画やサポートプランの作成など、利用調整・利用支援に関する業務のうち、家庭支援事業の交付金を充てない市町村業務の委託経費

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊娠等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦及びそれに該当するおそれのある妊娠婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や子どもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,650円

1件当たり 1,000円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,650円	1,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,320円、1件当たり800円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 990円、1件当たり600円

<子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁) + 重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)>
令和8年度予算案 2,453億円の内数 (2,219億円の内数)

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 ※開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- | | | |
|------|----------------------------|-----------------------------|
| ・一般型 | 6,561千円 (3日～4日型、職員3名配置の場合) | ・子育て支援活動の展開を図る取組 (一時預かり等) |
| | 9,636千円 (5日型、常勤職員を配置の場合) | 3,782千円 (一般型 (5日型) で実施した場合) |
| | 10,738千円 (6日型、常勤職員を配置の場合) | ・地域支援加算1,714千円 |
| | 11,850千円 (7日型、常勤職員を配置の場合) | ・特別支援対応加算1,184千円 |
| ・連携型 | 3,449千円 (5～7日型の場合) | ・育児参加促進講習休日実施加算 464千円 |
| | | ・賃借料補助加算2,800千円 |

○加算事業

○開設準備経費

- (1) 改修費等 4,000千円
- (2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600千円

【実施か所数の推移】 (単位:か所数)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7,735	7,856	7,970	8,016	8,061

事業の目的

- 地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化する。

事業の概要

- 相談支援体制の更なる強化のため、国庫補助率を引き上げ。（1/2→2/3）
【拡充内容】
 ○ 福祉専門職を配置し、支援の入口での丁寧なアセスメントによりきめ細かくニーズを把握する等、ソーシャルワークの専門性を活かした相談支援体制を構築。
 ○ 生活に困窮し孤立しやすいひとり親家庭に対して、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布し、脆弱な生活基盤の支えとするとともに更なる相談支援へと繋げる。

(1) 心理担当職員配置等事業

「心理担当職員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、相談者の心理的なケアやサポートを行う。

(2) 福祉専門職配置等事業「新規」

社会福祉士等を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、アセスメントやケースマネジメント等ソーシャルワークの専門性を活かし、当事者の状況・ニーズに応じたきめ細かな相談支援を行う。都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能。

(3) 就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、相談窓口のワンストップ化を推進し、就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供を行う。

(4) 専門職による多職種連携・助言指導

母子・父子自立支援員が、弁護士や公認心理師等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりを行う。

(5) 相談関係職員研修支援事業

母子・父子自立支援員を含む相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

(6) 母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

(7) 集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口に配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(8) 助言職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者を配置する。

(9) 夜間・休日対応支援

ひとり親等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行う。

(10) 同行型支援

同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりを行う。

(11) アウトリーチ支援「新規」

就業が困難な状況にある等、特に生活に困窮しているひとり親家庭に対しては、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布することにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、更なる相談支援へと繋げる。

(12) 先駆的な取組

(1)～(11)のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助単価】1か所当たり

48,057千円（3事業以上実施の場合）

30,000千円（2事業実施の場合）

15,000千円（1事業実施の場合）



質

相談体制の充実

量

同行型・ブッシュ型支援体制の確保

令和8年度予算案 : 1.7億円 (0.6億円)
令和7年度補正予算額 : 1.2億円

事業の目的

- 令和6年的小中高生の自殺者数は529人と過去最多を記録したところであり、こうした中、令和7年常会において「自殺対策基本法の一部を改正する法律」(議員立法)が成立し、同年6月11日に公布された。この法律では、こどもの自殺対策について、国の責務の追加や地方公共団体による協議会の設置規定が新設されたほか、こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策が追記された。
- また政府においては、令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」(議長:こども政策担当大臣)を開催し、こどもの自殺対策に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として取りまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 改正自殺対策基本法や緊急強化プラン等を踏まえ、地方公共団体における法定協議会の実効性を高めるとともに、広報啓発活動やこどもの自殺に関する要因分析を実施することにより、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

①法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業 (R8予算案0.6億円)

+ R7補正1.2億円)

- 法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルの構築や、こどもの自殺対策に関する相談窓口を設置することにより、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。

②こどもの自殺の要因分析 (R8予算案: 0.2億円)

- 令和7年度に実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

③こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動 (R8予算案: 0.4億円)

- 中学生や高校生を対象として、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

④ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討 (R8予算案: 0.5億円)

- ICTやAIを活用したリスクの早期発見等のため、今後の取組の推進方策について検討を行う。

【事業①のイメージ】



【事業②・③のイメージ】



実施主体等

【実施主体】 ①都道府県等 ②・③民間団体 ④国 【補助率等】 ①～③ : 10/10

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業 《拡充》

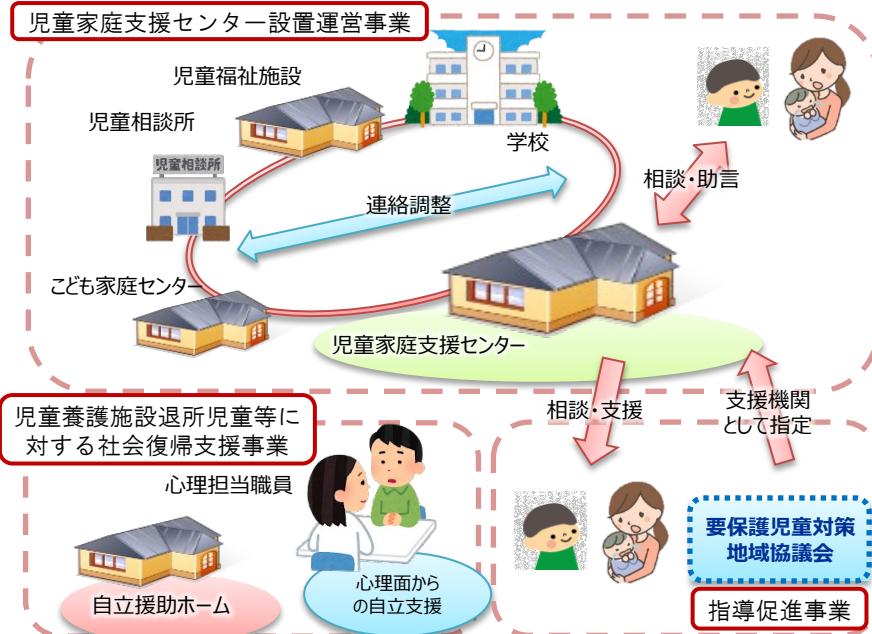
- 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
⇒ 専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員の配置を支援する。
また、医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制の整備を支援する。

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター設置運営事業

- ①常勤心理職配置の場合
 - ②非常勤心理職配置の場合
 - ③法的問題対応加算
 - ④医療的問題対応加算
 - ⑤児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算
 - ⑥地域連携担当職員加算
 - ⑦訪問相談支援対応加算
- (2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業
- (3) 指導促進事業

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1か所当たり	13,686千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
1か所当たり	9,026千円	
1か所当たり	360千円	
1か所当たり	360千円	
1か所当たり	547千円	
1か所当たり	2,487千円	
1か所当たり	6,172千円	
1か所当たり	1,051千円	
1件当たり（月額）	119千円	

(2) 支援ニーズを抱えるこども・若者 への支援

[ひとり親・貧困家庭]

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

年間を通じて食事（こども食堂等）や子ども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➢ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

エ 備品等購入支援

①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域で子ども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

〇要支援児童等支援強化加算

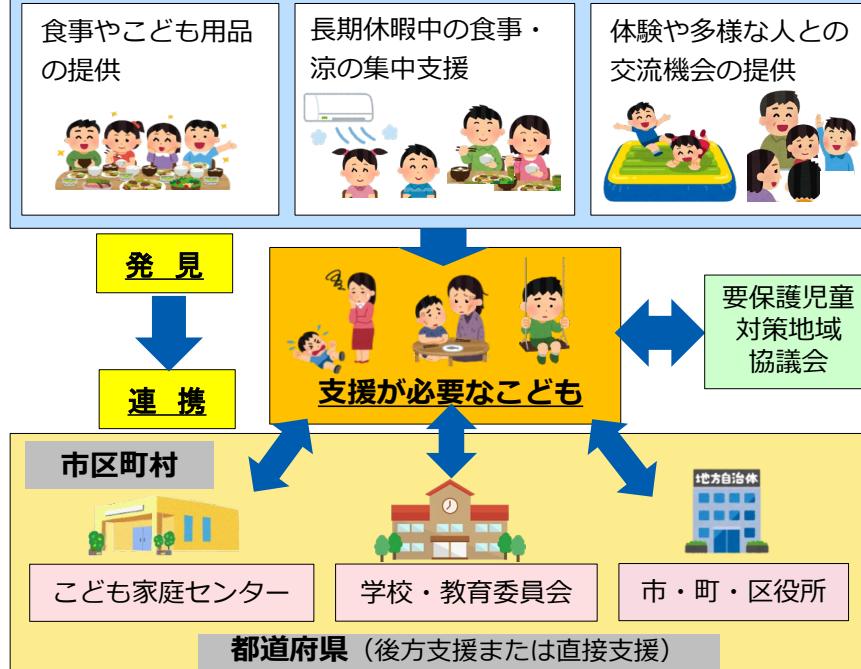
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせて実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2／3又は1／2、都道府県・市町村：1／3又は1／2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻り出された予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる 〇要支援児童等支援強化加算：2,592千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、子どもに対し、児童館・公民館・民家や子ども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭の子どもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

事業の概要

- 【拡充内容】
- ・生活指導・学習支援（①②③④⑤）について「離婚前から支援が必要な家庭」も対象、高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を創設
 - ・進路選択に活かすための体験学習（オープンキャンパス、職場見学等）を支援する補助メニューを創設

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③進路選択に活かすための体験学習「新規」

オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を実施。

④個別学習支援員の配置

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置する。

⑤受験生（中3・高3）の学習支援の追加開催「新規」

受験を控えた中学3年生・高校3年生に対して、①の日数を増やして実施する。

⑥大学等受験料支援

大学（短大）・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

⑦模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※⑥及び⑦の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）
- イ.自治体が実施する子どもの生活・学習支援事業に登録等している子ども

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

【補助単価】

- | | |
|--------------|---|
| ① (1) 事務費 | 1か所当たり 2,954千円 |
| (2) 事業費（集合型） | 1か所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる) |
| (3) 事業費（派遣型） | 1回の訪問が1日の場合
11,000円(半日以内の場合 6,800円) |
| (4) 実施準備経費 | 1か所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円 |
| (5) 軽食費 | 1か所当たり 832千円(週2日以下の開催の場合) |

②加算 週1日追加：448千円、週2日追加：896千円、週3日以上追加：1,344千円

③加算 881千円

④ 1人当たり 日額：8,440円

⑤加算 週1日追加：2,912千円、週2日追加：5,824千円、週3日以上追加：8,736千円

⑥高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

⑦高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供し、就業と自立を後押しする事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 自治体において、ひとり親等と人材確保が急務となっている業界や多様な人材を求める企業等をマッチングさせる就職合同説明会を実施した場合に補助対象とする。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

⑦就職合同説明会開催事業（新規）

- ・就職合同説明会の開催

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

⑧先駆的な取組（新規）

- ・①～⑦のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談 等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所当たり 45,548千円（3事業以上実施の場合）

32,000千円（2事業実施の場合）

16,000千円（1事業実施の場合）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給 ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
 - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

- ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
- ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1 ※2 ※3

※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）

※2 6ヶ月ごとの支給が可能 ※3 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限を5年とする

2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 **【実施自治体数】**

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	736か所 (94.4%)	865か所 (95.2%)

【事業実績】 令和5年度支給件数 1,826件

就業実績 1,362件

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

<対象者>

- (訓練促進給付金) 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
(修了支援給付金) 養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある者 ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
 - ② 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
 - ③ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、
シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】

(訓練促進給付金) 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

(修了支援給付金) 5万円（住民税課税世帯は25,000円）

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和5年度総支給件数】 8,589件（全ての修学年次を合計）

【令和5年度資格取得者数】 2,988人（看護師 945人、准看護師 686人、保育士 245人、美容師 160人など）

【令和5年度就職者数】 2,105人（看護師 812人、准看護師 359人、保育士 191人、美容師 108人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	755か所 (96.8%)	884か所 (97.2%)

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む
(島根県、広島県)。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として高等職業訓練促進給付金を支給しているところ、ひとり親が子の年齢を理由に、給付金の利用や、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、受給中に子が20歳に到達した場合も引き続き同等の給付金を支給し、自立を後押しする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

- (促進継続給付金) 養成機関において修業中の者で、次のいずれにも該当する者
(修了支援給付金) 養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する者
 - ① 高等職業訓練促進給付金の受給中に子等が20歳に到達した者であって、引き続き子等を扶養している者
 - ② 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（※）
 - ③ 養成機関において高等職業訓練促進給付金受給時から通算して6か月以上のカリキュラムの修業中で、
対象資格の取得が見込まれる者であること
 - ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、
シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】（促進継続給付金）月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。
(修了支援給付金) 5万円（住民税課税世帯は25,000円）

【支給対象期間】修業する期間（高等職業訓練促進給付金と通算して上限4年）

※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は通算支給対象期間の上限を5年とする

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした安定した就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を開催するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。また、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する。

事業の概要

〈対象者〉

- 高卒認定試験の給付金及び高卒認定試験対策講座：ひとり親家庭の親又は児童であって、次のいずれにも該当する者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること
- 大学授業料等の一部助成：ひとり親家庭の親であって、次のいずれにも該当する者。
 - 学士号等を取得することが適職に就くために必要と認められること
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

〈対象講座〉

- 高卒認定試験の給付金：高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で、実施主体が適当と認めたもの。
- 大学授業料等の一部助成：大学又は短期大学（通信制大学及び通信制短期大学を含む。）

〈支給内容〉

- 高卒認定試験の給付金

（1）通信制の場合

- 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（2）通学又は通学及び通信併用の場合

- 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
 - 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
 - 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）
- ※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

- 高卒認定試験対策講座 『新規』

（3）高卒認定試験対策講座を開催した場合

1自治体当たり 3,259千円

- 大学授業料等の一部助成 『新規』

（4）大学に入学した場合（修学年数×上限40万円）

入学金及び授業料の6割相当額

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：3／4 又は1／2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4 又は1／2 【R5 実施自治体数】368自治体

※補助率3/4の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【R5 支給実績】事前相談：181人 支給者数：153人

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
 - 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人
(都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。)

【補助率】

- ①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ②の場合：定額（9／10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学準備金（貸付件数）	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件	865件
就職準備金（貸付件数）	889件	916件	915件	759件	695件

事業の目的

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

- 離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

(1) 相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

(3) 養育費・親子交流の履行確保に資する取組

① 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。

② 戸籍・住民担当部局との連携強化

戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。

③ 弁護士等による個別相談支援

弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

④ 養育費等の取決めに係る費用補助

・公正証書等による債務名義の作成支援

公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。

・戸籍謄本等の書類取得補助

調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。

・ADRの活用支援

裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。

(2) 親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助«拡充»

・保証契約支援

保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。

・養育費受取に係る手続費用の補助

民事執行手続の申立てに係る費用支援を行う。

・養育費受取に係る弁護士の活用

養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間分）を行う。

⑥ 同行支援

養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。

⑦ 親子交流支援

支援計画を作成し、親子交流当日の子どもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

(4) 相談者の状況やニーズに応じた支援

① 離婚前後のカウンセリング支援（心理担当職員の配置）

② 外国語に対応した親支援講座・ガイダンス（通訳の配置、ICT機器活用等）

③ 託児サービス

④ 夜間・休日対応 ⑤ SNSによる相談対応

(5) 先駆的な取組

（1）～（4）のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】国：1／2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／2

【補助単価】1自治体当たり 39,939千円（3事業以上実施の場合）

24,000千円（2事業実施の場合）

12,000千円（1事業実施の場合）

＜児童扶養手当給付費負担金＞ 令和8年度予算案 1,532億円（1,530億円）

事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

＜支給対象者＞

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

＜支給要件＞

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

＜手当額（令和8年4月～（見込額））＞

- 月額
加算額（児童2人目以降1人につき）
 - 全部支給：48,050円
 - 一部支給：48,040円～11,340円
 - ※令和7年度単価 全部支給：46,690円 一部支給：46,680円～11,010円
 - 全部支給：11,350円
 - 一部支給：11,340円～5,680円
 - ※令和7年度単価 全部支給：11,030円 一部支給：11,020円～5,520円

＜所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）＞

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

＜支給期月＞

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】国 1／3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2／3

【受給者数】789,521人（母749,718人、父36,585人、養育者3,218人）※令和6年3月

【改正経緯】①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

[障害児・医療的ケア児等]

事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を奨励するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、
保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



<自治体>

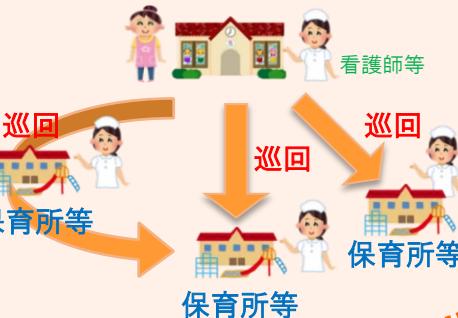
検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、保育所等の施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】
自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

[基本分単価]

① 看護師等の配置	1 施設当たり	5,798千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,798千円を加算)		
さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合	1 自治体当たり	5,491千円

[加算分単価]

② 研修の受講支援	1 施設当たり	300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。		
③ 補助者の配置	1 施設当たり	2,533千円
④ 医療的ケア児保育支援者の配置	1 市区町村当たり	2,533千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
⑤ ガイドラインの策定	1 市区町村当たり	577千円
⑥ 検討会の設置	1 市区町村当たり	360千円
⑦ 医療的ケア児の備品補助	1 施設当たり	100千円
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)		
⑧ 災害対策備品整備	1 施設当たり	100千円
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)		
⑨ 園外活動移動支援加算	1 施設当たり	40千円

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
〔国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3〕
〔国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6〕

※ 2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、他の自治体は国庫補助率を1/2とする。
ただし、経過措置として、令和8年度末までは、
「医療的ケア児の受入れを開始する」要件を満たす全ての自治体の補助率を2/3とする。

医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、
新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、
補助率を嵩上げ。

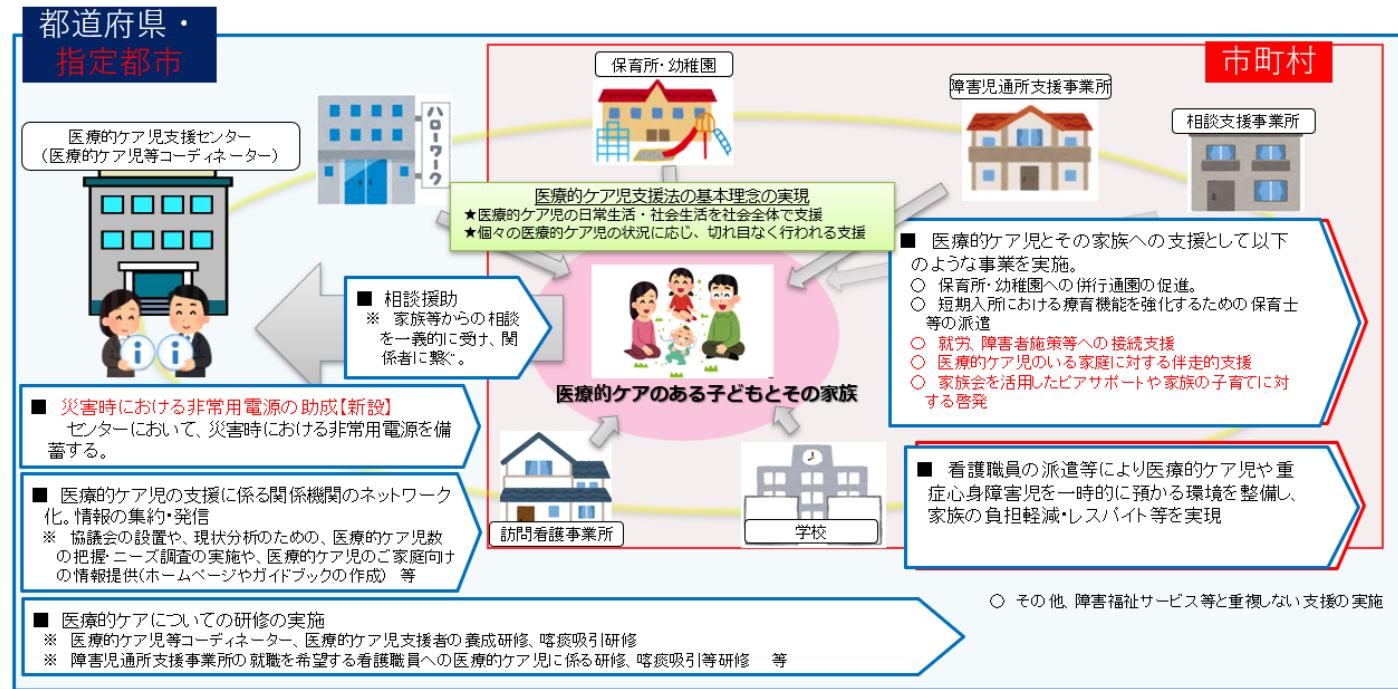
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、指定都市のみ

【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

【補助基準額】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円

- 一時預かり 1人当たり 780千円 【拡充】

- 環境整備 1自治体当たり 500千円

- 非常用電源助成 【新規】 都道府県の医療的ケア児支援センター 1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

令和8年度予算案 5,148億円 (4,871億円)

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置費給付費及び障害児相談支援給付費に要する費用を負担する。

事業の概要

（1）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（2）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（3）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （1）障害児入所（通所）措置費： 17,555,516千円 (17,097,795千円)
- （2）障害児入所（通所）給付費： 486,510,263千円 (460,300,997千円)
- （3）障害児相談支援給付費 : 10,779,031千円 (9,685,965千円)

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定 +1.84%

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たず、**期中改定**を実施する。

○福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。

○生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せを措置する。

※合計で、**福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ**(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置。

※この他、給付費が大きく増加する中で、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、臨時応急的な見直しを実施する。

医療・介護等支援パッケージ（障害児支援分）の実施

○ 福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業

令和7年度補正予算額 183億円

・障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、処遇改善の支援を行う。(令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額(1人当たり月額1.0万円×6か月相当))

〔※物価高騰への対応については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューに、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれたところであり、物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等に対し、同交付金の活用による緊急かつ実効性のある支援を継続して行う。〕

令和8年度予算案 54億円（54億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置医療費及び給付医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（1）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（2）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （1）障害児入所（通所）措置医療費： 1,106,107千円（1,149,800千円）
- （2）障害児入所（通所）給付医療費： 4,258,623千円（4,230,736千円）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

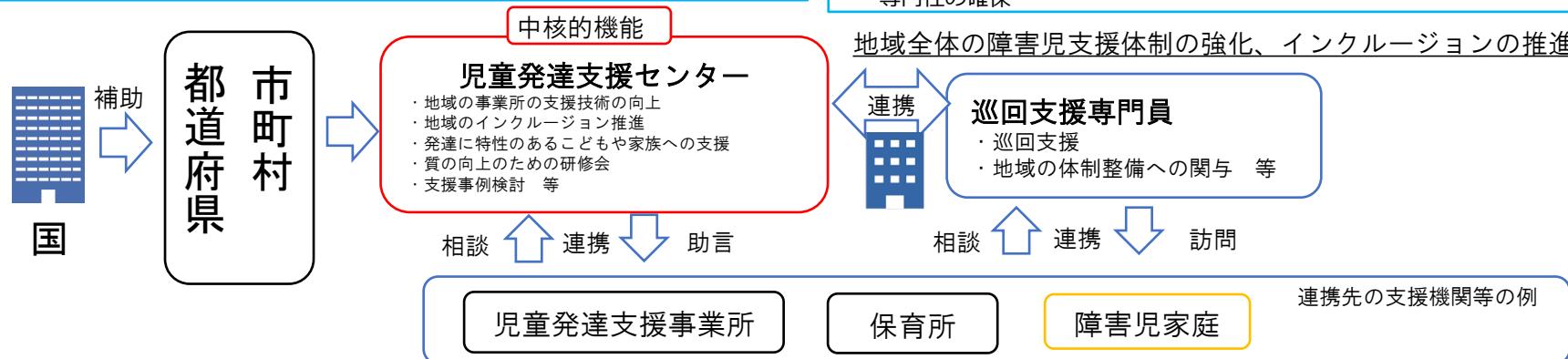
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国1/2、市町村1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】

① 児童発達支援センターの機能強化等

・児童発達支援センターの機能強化 センター1箇所当たり 7,702千円

② 巡回支援専門員整備

1市町村当たり 5,617千円

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度予算案 国実施分 0.6億円 (0.6億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 自治体実施分 206億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。（自治体実施事業とも連携）

●自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
 - ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
 - ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
 - ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
 - ・障害相談の体制整備の状況を踏まえを絵付か字の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

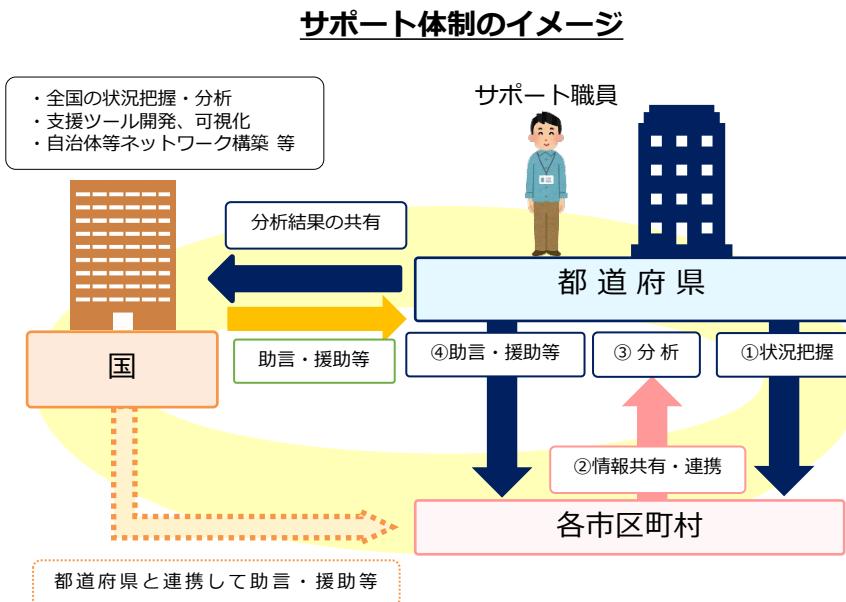
○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等
状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

实施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施）　自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体審査分）】定額



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて
国・都道府県と連携等

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算（案） 206億円の内数（207億円の内数）

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていることから、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。

1.聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。

3.家族支援の実施

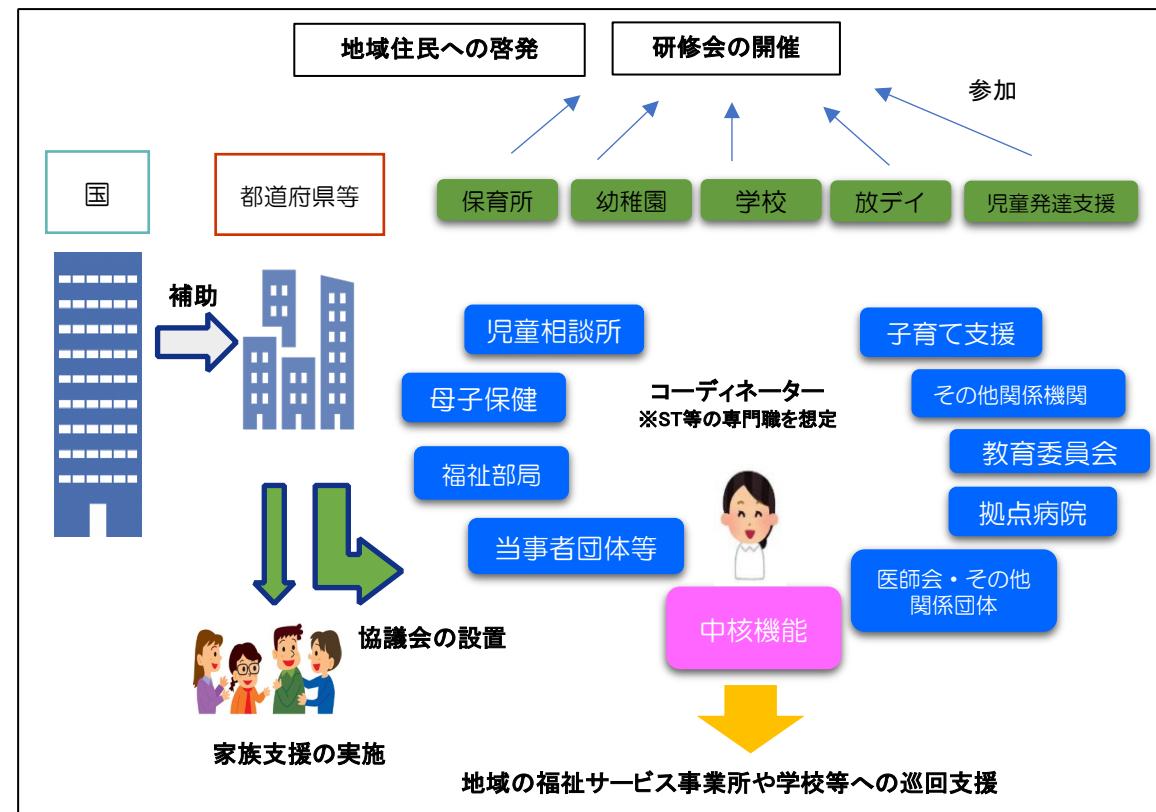
- 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- 子どもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4.巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

5.聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

・補助率1/2の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみであり、その他は1/3。

・財政力指数の低い自治体等については、当該取組により捻り出された予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額】1都道府県・指定都市当たり 17,000千円
1中核市当たり 7,000千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 近年、子どもの発達の特性についての社会的認知の広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方、子どもの発達の特性への対応を専門とする医師不足等が一因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数ヶ月かかるといった状況が生まれ、スムーズに支援につながらないという実態がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、子どもの発達相談と家族支援の機能を強化することにより、子どもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を促進する。

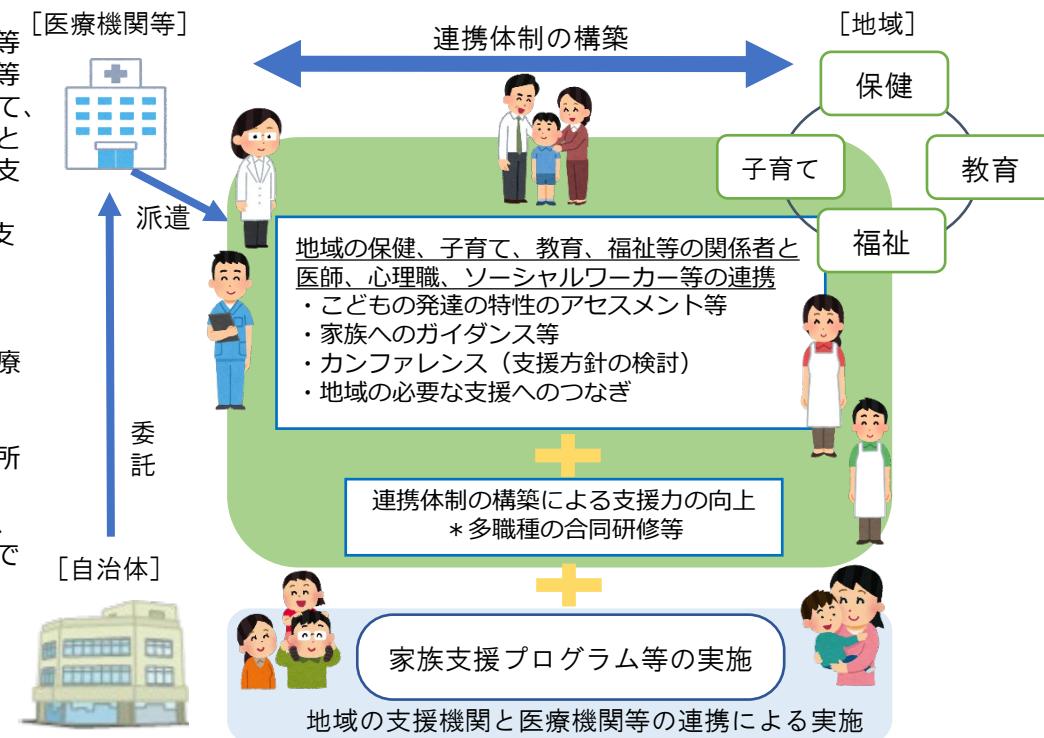
事業の概要

- 発達に特性のある子どもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、子どもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、子どもと家族が相談しやすい場所において、子どもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- 子どもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療機関受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- 子どもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等と障害児通所事業所の関係者とのカンファレンスの実施を通して、子どもの発達特性の見立てを共通認識することにより、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族への子どもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国1/2、都道府県等1/2

【補助基準額】	1都道府県当たり	8,500千円
	1指定都市当たり	7,700千円
	1中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

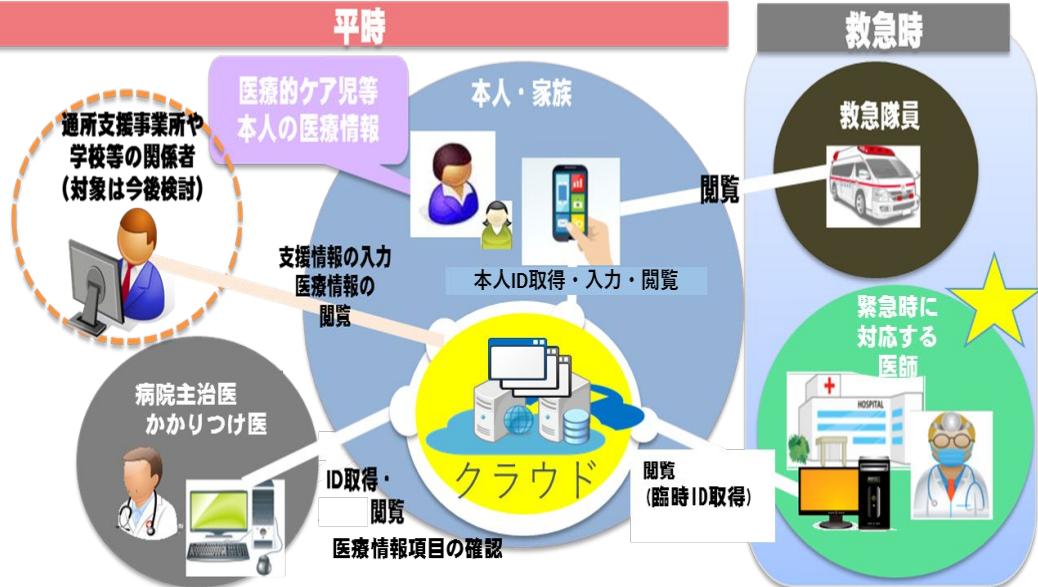
事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : Medical Emergency Information Shareの略称



实施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るために万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

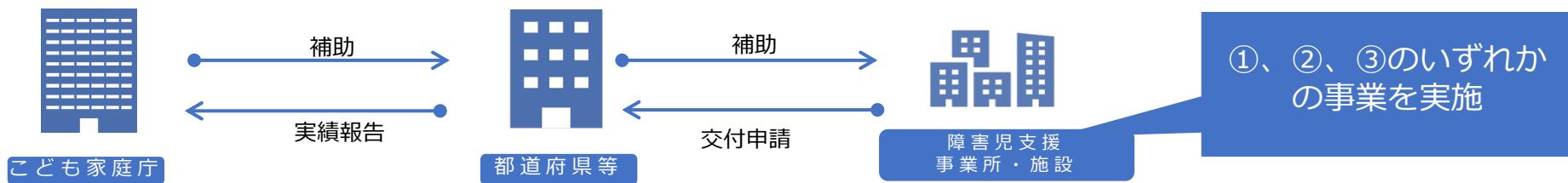
- 子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用した子どもの見守り支援事業

- ・ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】（①及び②）国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5

【補助基準額】

① 1施設又は事業所当たり 200千円

②（端末購入を行わない場合）1施設又は事業所当たり 200千円（端末購入を行う場合） 1事業所当たり 700千円

[兒童虐待・社会的養護]

(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 令和8年度予算案 206億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、子どもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助

児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

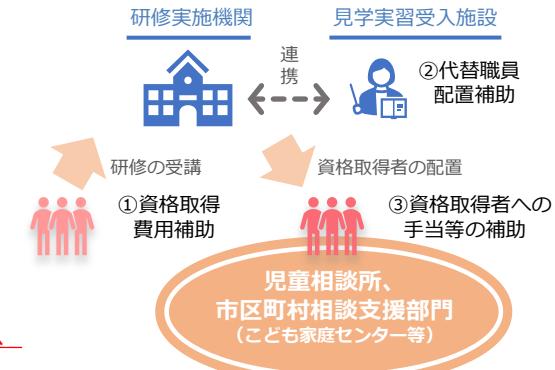
③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

また、多職種・多機関連携による地域におけるこども家庭支援体制の中核的役割を担うなど、より高度な専門性を伴う業務を行う場合に、当該職員に係る手当等の補助を増額する。

(参考) 児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。

拡充



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】

国: 2/3、実施主体1/3又は国1/2、実施主体1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

ただし、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を2/3とする。

【補助基準額】

- ① 研修受講に係る旅費 1人あたり93,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- ② 1日あたり8,620円
- ③ 業務内容に応じて1人当たり年額240千円又は600千円

拡充

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

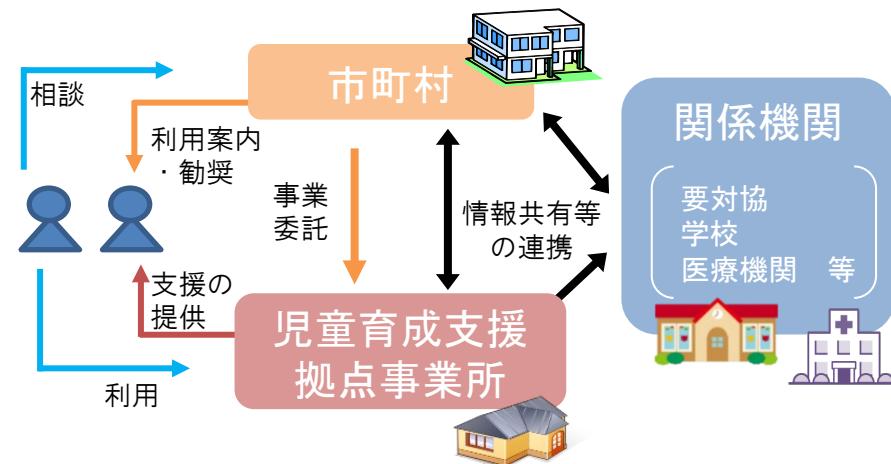
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり 17,308千円（※）	○長時間開所加算	(1) 平日分 年間平均時間数1時間当たり 1,084千円（※）
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり 2,297千円	(2) 長期休暇等分 年間平均時間数1時間当たり 258千円（※）	
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり 2,297千円	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
○送迎加算	1事業所当たり 1,560千円（※）	○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 令和8年度予算案 206億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

I 医療的機能強化事業

- ① 次のいずれか又は両方を実施する。
- (1) 医師（非常勤に限る。）を配置する。
- (2) 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。
- （※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童相談所のトラウマケア連携体制整備

トラウマケアを必要とする子どもに対し、児童相談所と地域内の関係機関が継続的にケアを提供する体制を構築できるよう、児童相談所による援助方針を踏まえ、医療機関に所属する心理職等が、児童心理司と連携してきめ細やかなケアやフォローを行うために必要な費用を補助する。

II 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

- I ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市、児童相談所設置市 II 都道府県、指定都市

【補助基準額】

- I ① 1自治体あたり：7,818千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,818千円）
(常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円)

- ② 1自治体あたり：3,453千円 II 1自治体あたり：4,661千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,661千円×事業実施月数／12）

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 令和8年度予算案 206億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。一時保護開始時の司法審査に加え、令和7年の児童虐待防止法改正により、面会通信制限の対象拡大等が図られることから当該事務を行う職員の人事費について補助を拡充し、体制強化を図る。

事業の概要

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

② 市町村との連携強化事業

児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

③ 24時間・365日体制強化事業

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。

④ 司法審査等対応職員配置事業

令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置するとともに、令和7年4月の児童虐待防止法改正により面会通信等制限の対象が拡大されたことを踏まえ、面会通信等に係る事務の対応に必要な職員を配置する。

⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業

虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。

⑥ SNS等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。

⑦ 通訳機能強化事業

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

拡充

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 494千円 ② 市町村との連携強化事業 3,941千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,800千円

④ 司法審査等対応職員配置事業 1名配置につき最大4,613千円 ⑤ 医療連携コーディネーター事業 3,929千円

⑥ SNS等相談事業 42,358千円 DV相談も併せて行う場合 32,658千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

拡充

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



事業内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレンツ・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
1講座（4回分） 93,120円

講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援
1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,330円
市町村民税非課税世帯	1,860円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,400円

① <民間児童福祉推進助成事業費補助金>	令和8年度予算案	0.5億円	(0.5億円)
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>	令和8年度予算案	206億円の内数	(207億円の内数)
③ <こども政策推進事業委託費>	令和8年度予算案	0.8億円	(1.0億円)

事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が47%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%（いずれも令和7年4月時点）
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、令和6年12月に改定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の業務の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポートの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援。【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの整備

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備。【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】 ①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】 ①：国10／10 ②：国1／2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2） ③：国10／10

【補助基準額】 ①：28,862千円 ②：児童相談所が2か所以下の自治体 2,194千円、児童相談所が3か所以上の自治体 4,389千円

③：80,000千円

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

事業の概要

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

⇒これまでの育児・家事援助については、令和6年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業は保健師等による専門的相談支援に特化することとなった。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせて利用し、両事業の訪問支援者が同時に訪問すること等により適切な支援が提供できるようにする。

実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区含む）

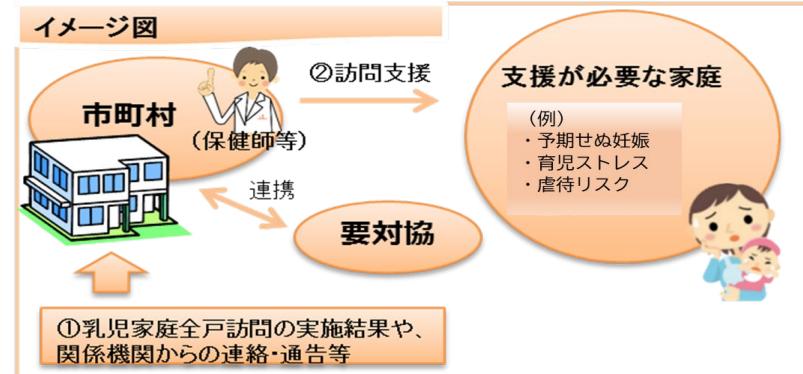
【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案】

(1) 専門的相談支援の実施 8,000円（1訪問あたり）

(2) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施

10,000円（1訪問あたり）



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。
(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

- (1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等
 - ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
 - ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
 - ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
 - ・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
 - ④ ネットワーク関係機関の連携強化
- (2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【主な令和8年度補助基準額案】

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

①児童福祉司任用資格取得のための研修受講など 80,000円（受講1人あたり）

②地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円（1市町村あたり）

③（ア）ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築

（イ）ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等

（アのみ実施）720,000円（1市町村あたり）

（ア及びイを実施）2,520,000円（1市町村あたり）

640,000円（1市町村あたり）

④ネットワークの活動等の周知 3,000,000円（1市町村あたり）

(2) ネットワーク関係機関の連携強化



<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）> 令和8年度予算案

1,672億円（1,591億円）

令和7年度補正予算額

177億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇令和7年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等職員の処遇改善

児童養護施設等の職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和8年度においても引き続き実施する。

＜令和7年度補正予算＞

- 令和7年人事院勧告を踏まえた処遇改善

児童養護施設等の職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

- 運営継続支援臨時加算の創設

児童養護施設等に入所等する児童の食材料費等について、物価高騰が続く厳しい環境の中でも質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的に子どもの養育を行うことを支援するための加算を創設する。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

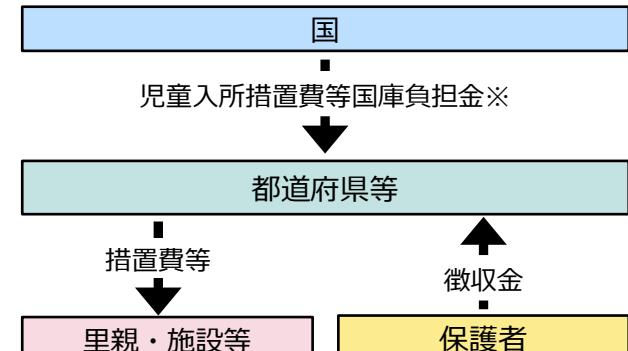
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

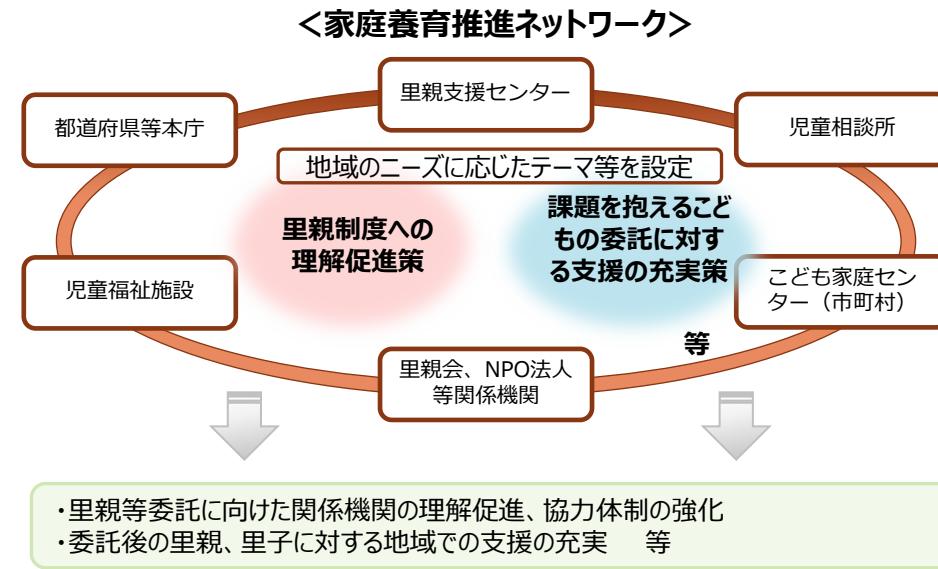
事業の目的

里親等委託の推進のためには関係機関との連携・協働が不可欠であることから、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）に「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親等委託の更なる加速化を図る。

事業の概要

里親等委託の推進のためには、児童相談所や里親支援センターのみならず、こども家庭センター（市町村）、家庭支援事業を担うNPO法人等との関係機関との連携・協働が不可欠である。

各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱える子どもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1自治体当たり 1,100千円

【補助割合】

国：2／3又は1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／3又は1／2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要

リクルート

- 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発
- 新規里親の開拓

里親リクルーター《加配》
リクルーター補助員《加配》

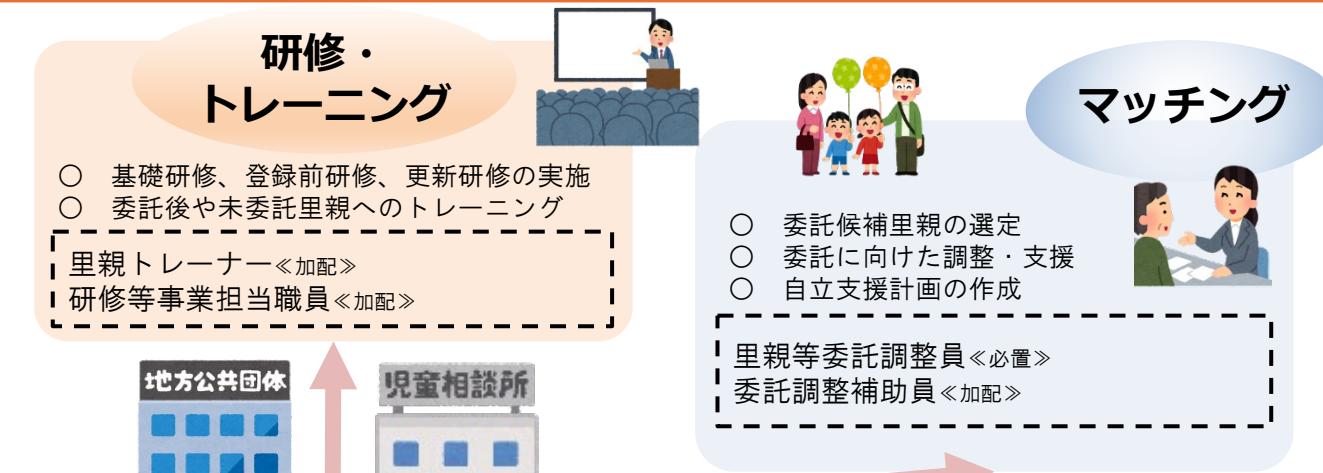
研修・トレーニング

- 基礎研修、登録前研修、更新研修の実施
 - 委託後や未委託里親へのトレーニング
- 里親トレーナー《加配》
研修等事業担当職員《加配》

自立支援

- 自立支援計画への助言・進行管理
- 関係機関と連携した自立支援
- 生活支援、学習支援、就労支援
- 委託解除前からの自立に向けた相談支援
- 委託解除後の継続的な状況把握、相談支援

自立支援担当支援員《必置》



実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和8年度予算案 0.8億円（0.8億円）

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォースターリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、民間フォースターリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォースターリング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられていることから、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及び子どもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

（1）里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（2）全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

（3）第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10／10相当）

【補助基準額】 79,984千円

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の整備や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 ・・・ 受講者1人当たり 58千円

養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るために研修参加に要する費用を補助

ii 第三者評価受審促進事業 ・・・ 1か所当たり 339千円

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）『拡充』 ・・・ 1か所当たり 13,327千円

児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築

⇒「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することができる場（ネットワーク）を提供
養子縁組成立後の支援として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員の配置

ii 障害児等の支援 ・・・ 1か所当たり 2,932千円

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援 ・・・ 1か所当たり 6,543千円

心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 高年齢児等への支援 ・・・ 1か所当たり 2,391千円

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築

v 資質向上事業 ・・・ 1か所当たり 1,889千円

養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業 ・・・ 1か所当たり 6,543千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,342千円加算）

養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

また、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業 ・・・ 1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

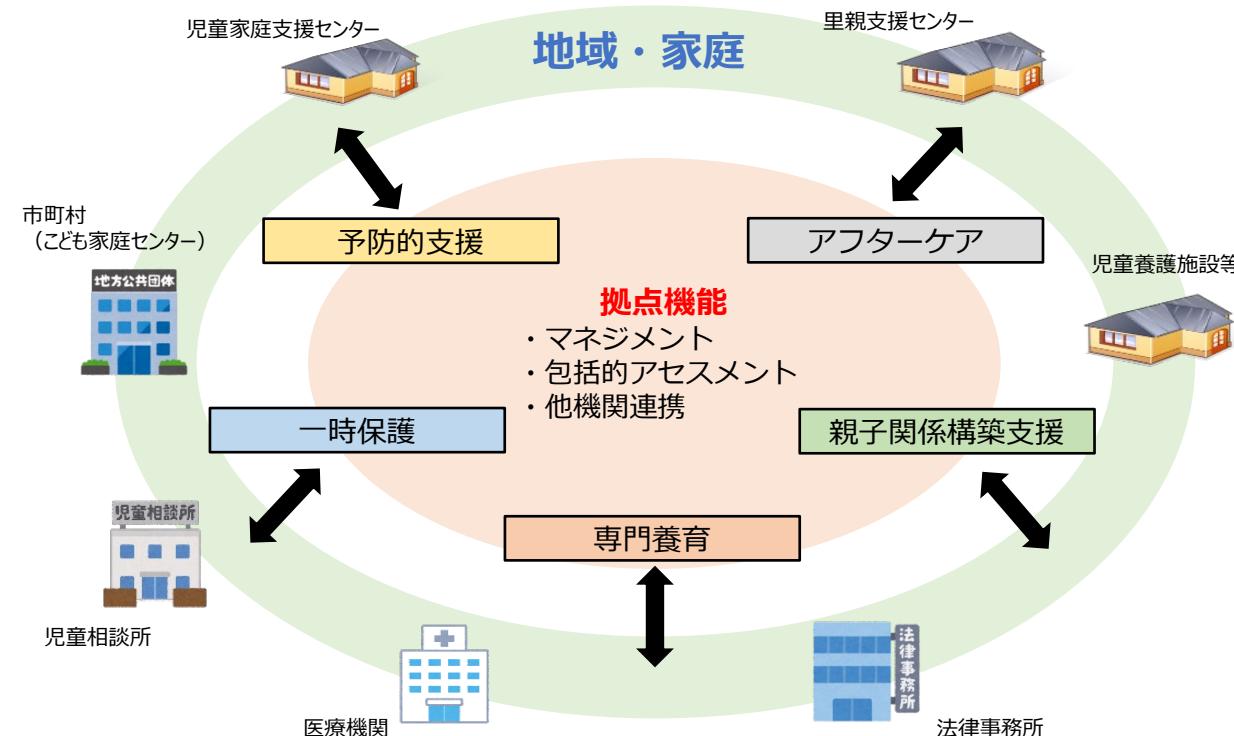
事業の目的

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメントリーダーの配置や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための市町村等との連携職員の配置などを行うことにより、一層の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

事業の概要

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の専門養育機能や予防的支援機能等の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメント等を行うため、

- ・地域の拠点機能を統括するマネジメントリーダーの配置
- ・医師や弁護士等の外部有識者によるコンサルタントの実施
- ・母子保健施策や子育て短期支援事業をはじめとする市町村事業、妊産婦等生活援助事業の活用のために市町村（特にこども家庭センター）や保育所等と連携するための職員の配置
- ・要保護児童対策地域協議会へ参画するための専門的な職員の配置
- 等に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1か所当たり 16,639千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）
令和7年度補正予算額 1億円

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、子どもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要な子どもの生活向上を図る。

事業の概要

（1）児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

- ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

- 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

- 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業

- 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護施設の環境改善事業

- ・児童相談所で子どもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護施設で子どもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

＜令和7年度補正予算＞

- ・里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設又は運営するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- ・里親が、自身と委託された子どもの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るために、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- ・性被害防止対策を図るために、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

実施主体等

【実施主体】 (1) 都道府県、市町村 (2) 市町村 (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) <1. > 1か所当たり : 800万円 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 <2. > 1か所当たり : 800万円 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 <3. > 1か所当たり : 300万円
 <4. > 1か所当たり : 800万円 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 (2)、(3) 1か所当たり : 800万円

【補助率】 (1) 国: 1/2 (2/3 (※)) (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市: 1/2 (1/3 (※)))、又は、都道府県: 1/4、市町村: 1/4)

※児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ (1/2→2/3)
 ただし、財政力指数1未満の自治体に限る(経過措置として一定の要件を満たす場合には財政力指数1以上の自治体も含む。)。
 なお、財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻り出された予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

(2) 国: 1/2 (指定都市・中核市・児童相談所設置市: 1/2、又は、都道府県: 1/4、市町村: 1/4)
 (3) 国: 1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市: 1/2)

5. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた 持続的なこども政策の展開

令和8年度予算案 230億円(245億円) + 令和7年度補正予算 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

【対象事業】

- 保育所整備事業【私立】・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
- 小規模保育整備事業【私立・公立】・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】・防音壁整備事業・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

- ① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

〔補助率の嵩上げについて〕 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

- ② 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備について、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数（464億円の内数）+令和7年度補正予算 104億円の内数

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

【対象事業】

- (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

(1) 新設または定員拡大の場合（1施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	18,540千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用（増加）定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円

- (2) 1事業所当たり：27,193千円 (3) 1施設当たり：27,193千円 (4) 1施設当たり：39,553千円
 (5) 保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円 保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円
 (6) 1事業所当たり ①改修費等：4,527千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (*) 国：1/2、市区町村：1/2

(※) 国：2/3、市区町村：1/1 2、設置主体1/4 (*) 国：2/3、市区町村：1/3

(5) 国：1/2、市区町村：1/2 (※) 国：2/3、市区町村：1/3

【補助率の嵩上げについて】 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（(2)、(6)に限る）

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。

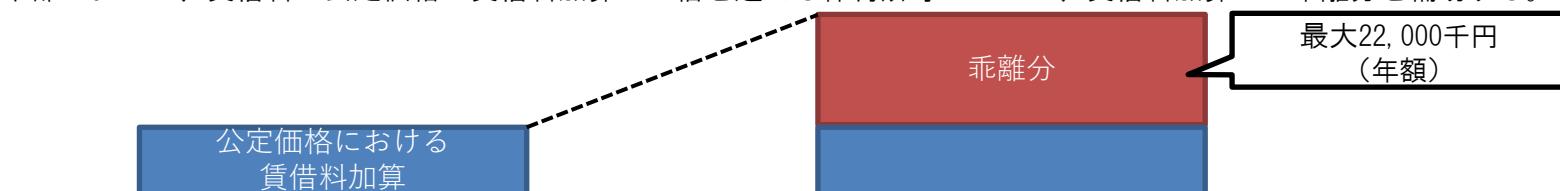
＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している都市部の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資するとともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

- (1) 賃借料が高い都市部において、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える保育所等について、賃借料加算との乖離分を補助する。



- (2) 土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

【補助基準額】

- (1) 1施設当たり 22,000千円

(見直し) 特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体の場合に補助基準額を9/10とする措置は廃止する

* 対象施設は、賃借料加算の「都市部」単価を算定しており、かつ、建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設等に限る

- (2) 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 原則、国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(見直し) 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、以下の①②を満たす自治体の場合、

国：1/3、市区町村：5/12、事業者：1/4とする

①特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体 ②原則の補助割合で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超える自治体

令和7年度こども家庭行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

令和8年度予算案 67億円（67億円）

+ 令和7年度補正予算額 94億円（通常整備分 84億円、国土強靭化実施中期計画分 10億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備 児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 助産施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 一時預かり事業所 地域子育て支援拠点事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童厚生施設（児童館） 児童相談所一時保護施設 産後ケア事業を行う施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 こども家庭センター 里親支援センター 社会的養護自立支援拠点事業所 妊娠婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和7年度補正予算により実施する拡充事項】

○防災・減災・国土強靭化の推進

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、耐震化整備等に必要な経費を確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当）

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当等）合 国1/3相当→1/2相当

＜以下については補助率の嵩上げを実施＞

・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であつて一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当

・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当

・「子どもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

令和8年度予算案 9億円（-億円）

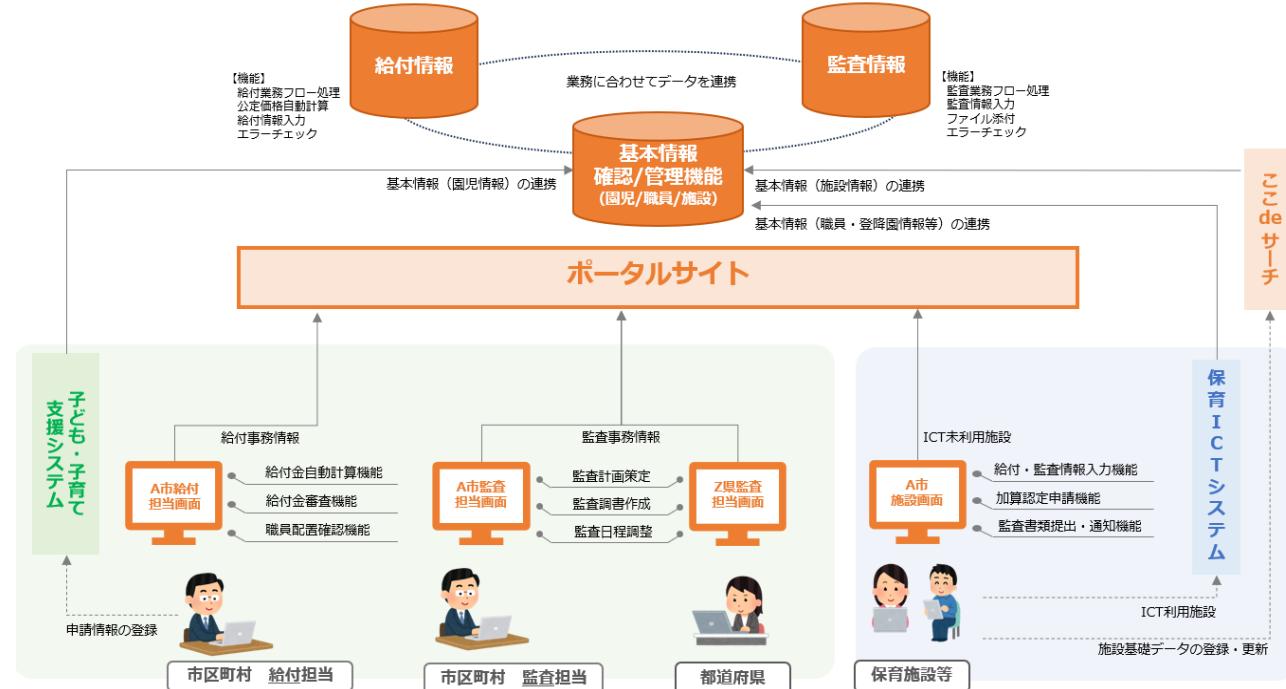
事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンストップを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、自治体及び保育施設等の職員がスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和8年度より本格稼働する保育業務施設管理プラットフォームでは初期の実装範囲として以下の機能を実装する。
 - ✓ 給付請求等入力機能（加算認定申請等）
 - ✓ 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
 - ✓ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
- 自治体職員及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて業務を行うに当たり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度予算案 6億円（-億円）

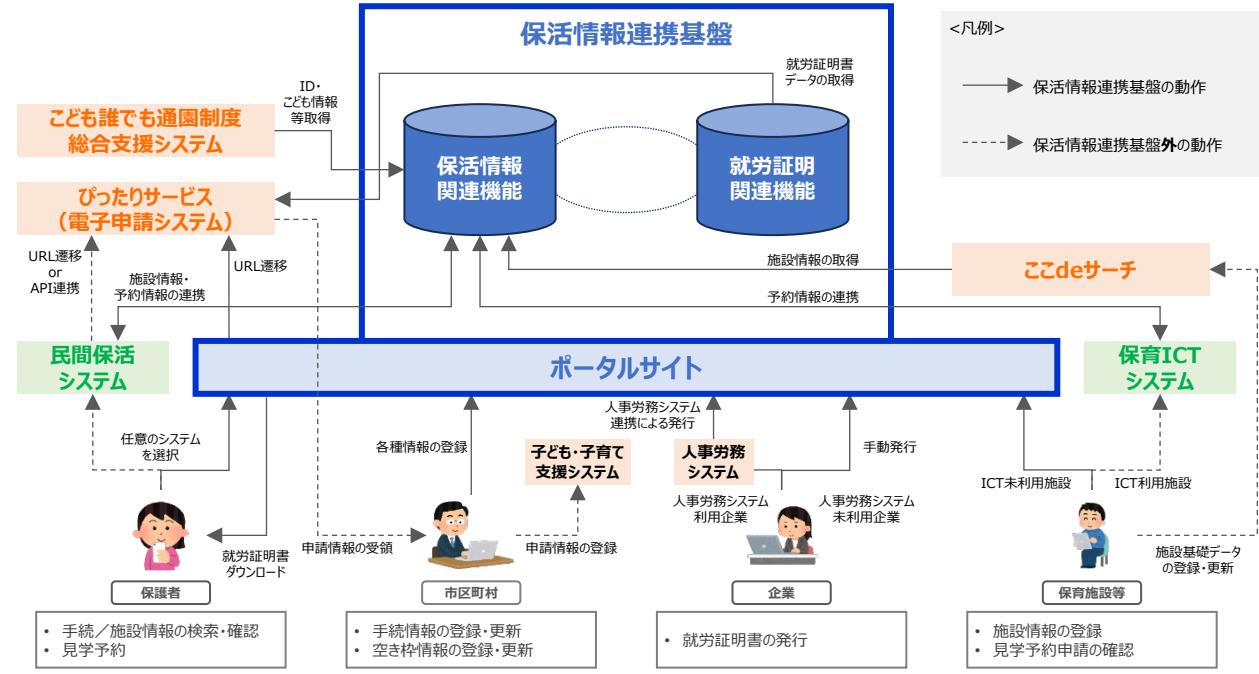
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、保護者、市区町村、企業及び保育施設等の職員のスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和8年度より稼働する保活情報連携基盤では初期の実装範囲として以下の機能を実装する。
 - ✓ 保護者が利用する民間保活システム
 - ✓ 保育施設等の保育ICTシステム
 - ✓ 民間の人事労務システム
 - ✓ 自治体の電子申請システム 等と連携し、
 - 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（保護者向け）
 - 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - 就労証明書の発行（企業向け）
 - 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 保護者、自治体職員、企業及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて手続・業務を行うにあたり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



※上記以外のシステム利用者 … こども家庭庁：こども家庭庁コンテンツの維持管理等を行う、都道府県：管轄の保育施設等の情報の閲覧を行う

実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

＜子ども・子育て支援交付金＞令和8年度予算案 2,163億円の内数（令和6年度補正予算額 4億円）

事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

【事業内容】

（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（2）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【令和8年度補助基準額】

- 業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- 翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



（保護者へ通知）

（業務の効率化）

[その他]

＜情報処理業務庁費＞令和8年度予算案 0.7億円

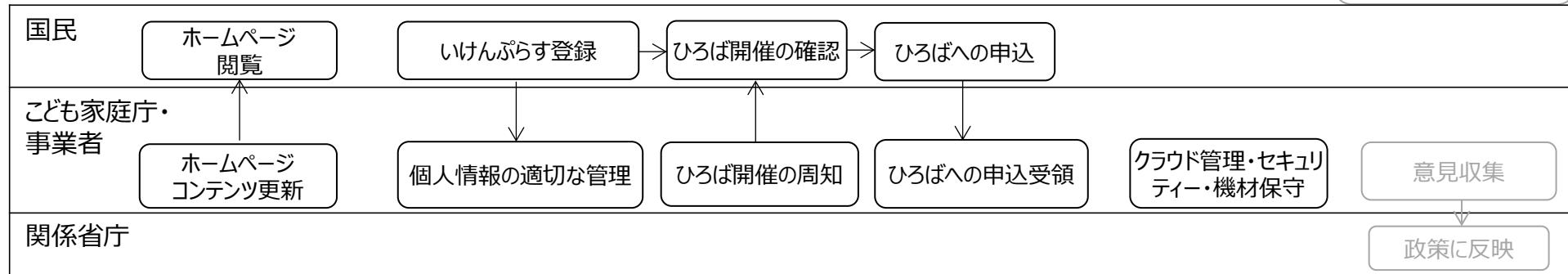
事業の目的

- 「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施のため、こどもまんなか実行計画2025（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）において「各種こども施策に関する意見聴取を効果的に実施するため、こども家庭庁こども向けウェブサイトへの「こども若者★いけんぷらす」の基盤の構築に向けて取り組む。」、「こども施策は着実に施策を実施するだけではなく、必要な方々に必要な情報がタイムリーに届かなければ、施策の効果が上がらないことから、施策の対象者に届きやすい方法や媒体（中略）を活用し、丁寧につきめ細やかな広報・情報発信を重ねていく。」と明記された。
 - これらを踏まえ、こども家庭庁こども向けWEBサイトに、こどもが権利の主体であることの学びを得る機会を提供とともに、「こども若者★いけんぷらす」への参加、こども施策を含むテーマに関する情報提供、意見表明、施策反映の結果についてのフィードバックまでの一連の過程を完結できるよう、機能実装を行うこととしている。
 - これを通して、各種こども施策に関する意見聴取をより効果的に実施とともに、個人情報の適切な保護が確保された環境で分析等を実施、施策に反映できる環境を構築する。

事業の概要

- こども向けウェブサイトの中で構築した「こども若者★いけんぷらす」の基盤について、運用・保守を行う。

システム外



实施主体等

【实施主体】 国 (委托)

令和8年度予算案 0.11億円

事業の目的

- ・ こども基本法等こども施策に関する翻訳資料を作成し、国際交流の機会等を活用しながら、我が国のことども施策を国際社会に発信し、また、国際的動向の把握・周知を通じて、国際連携の推進を図る。
- ・ 急速に進む少子化という困難に直面する中、我が国の少子化対策の企画・立案に資する海外事例の収集・分析、特に、社会的・文化的類似性を有するアジア諸国における少子化対策に関する政策協議の観点から、日中韓の枠組みにおいて、平成30年7月に締結された協力覚書を基に「日中韓少子高齢化セミナー」を毎年開催している。
- ・ 令和8年度においては、国交樹立60周年記念に際し、シンガポール社会家庭振興省との協力覚書調印を行う。

事業の概要

- ・ 我が国のことども施策を国際社会に発信し、また、国際的動向を把握・周知するための報告書・広報物等の翻訳
国際的な情報発信や国際的動向の把握・周知に用いる和英資料を作成する。
- ・ 日中韓少子高齢化セミナーへの参加
第14回「日中韓少子高齢化セミナー」（韓国開催予定）に参加する。
- ・ シンガポール社会家庭振興省と、協力覚書の調印を行う。【新規】

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

事業の目的

令和8年度予算案 1億円

- 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では「良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める」こととしており、国際比較や長期的に把握可能なデータ等を充実させるため、調査を実施する。
- また、様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあつてはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していくこととしている。

事業の概要

1. こども政策に関する調査研究

①「子どもの福祉と保健に関する状況報告」（一般統計調査）

こどもに関する福祉・保健にわたる各種施策の実施状況を把握する観点から、児童虐待相談対応件数や人工妊娠中絶件数、保健指導数等のデータを収集し、国及び地方公共団体のこども・子育て施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得るための調査を引き続き実施する。

②「こども・若者国際比較調査（仮称）」

少子化は先進諸国に共通する問題であり、その背景をなす重要な要素としての結婚、子育て観等について、我が国と諸外国の国民意識とその変化を調査し、我が国の特性を把握し、少子化対策の企画・立案の基礎資料を得るための調査を実施する。

③「少子化対策におけるPDCA推進のための調査研究」

少子化対策KPIの掲げている政策目標に向けた各種施策の少子化対策への効果把握の実効性を向上するため、既存のKPI指標を補完するデータの取得等に関する調査研究を行う。

2. こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実（こども家庭庁EBPMアドバイザーによる伴走支援の実施に係る経費 等）

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和8年度予算案 0.3億円

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援し、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定促進を図る。

事業の概要

- 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上）
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査や調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し重点的に支援する。

実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】 1／2

＜復興庁所管・被災者支援総合交付金＞令和8年度予算案 55億円の内数（77億円の内数）

事業の目的

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

事業の概要

（1）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（2）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（3）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

実施主体等

【実施主体】

（1）（3）の事業 福島県及び福島県内の市町村

（2）の事業 被災県（岩手県、宮城県、福島県）及び被災県内の市町村

※ 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

【補助率】 定額